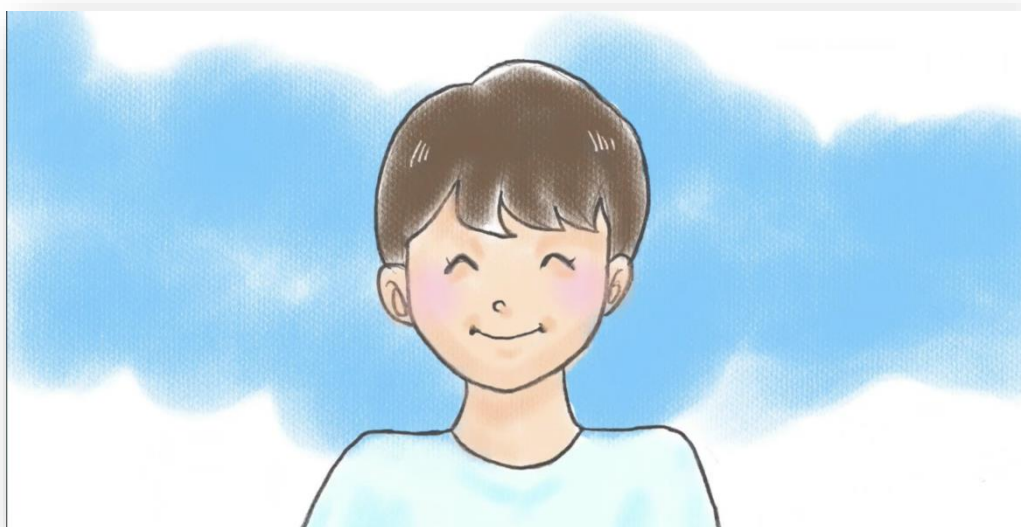


板橋区ヤングケアラー支援ガイドライン



令和8（2026）年3月



板橋区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目 次

1	本ガイドライン策定の目的.....	1
2	ヤングケアラーとは.....	2
	（1）ヤングケアラーの定義.....	2
	（2）なぜ子どもがケアを担うのか.....	4
	（3）ヤングケアラーが抱える問題.....	5
	（4）ヤングケアラー支援における課題.....	6
	（5）ヤングケアラー・アドバイザーとは.....	7
3	ヤングケアラー支援について.....	9
	（1）ヤングケアラー支援の基本的な考え方.....	9
	（2）ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス例.....	11
	（3）支援者としての心構え.....	13
	（4）関係機関の連携の枠組み.....	15
	（5）活用するネットワーク・会議体について.....	16
	（6）板橋区における各機関の役割.....	19
4	ヤングケアラー支援のフロー.....	22
5	ヤングケアラー支援に関する相談窓口.....	45

1 本ガイドライン策定の目的

- ヤングケアラーは、子どもの権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また、本人や家族に自覚がないなど問題が表面化しにくい構造であることから、関係機関等が連携して対応していくことが求められています。
- ヤングケアラーの負担を軽減するためには、児童福祉分野に加え、生活福祉や障がい福祉、高齢福祉分野など様々なサービスの支えが必要となる場合も多いことから、各分野の関係機関が緊密に連携しながら、役割や立場を超えて、地域一体となって家族全体を重層的に支援していかなければならないとされています。
- このガイドラインは、板橋区においても各関係機関がヤングケアラーについての共通認識を持ち、早期にその存在に気付くとともに、見守りや寄り添いをはじめ、必要な支援へつなげていくための道標として作成しました。
- なお、本ガイドラインは、国や東京都の動向、及び子どもたちと接する現場の状況や課題などを踏まえ、適宜見直しを図るものとします。

2 ヤングケアラーとは

(1) ヤングケアラーの定義

- 令和6年度に改正された子ども・若者育成支援推進法（以下、法）の第2条第7号において、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。
- 定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことによって、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態」に至っている場合、すなわち、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。
- また、「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障がいや病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣い、心理的な配慮、通訳なども含まれます。
- 支援の対象となる年齢は、18歳未満に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳未満が中心となりますが、状況に応じて40歳未満も対象となる場合があります。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、学業や友人関係に影響が出るなど、子どもの権利を侵害されている可能性があるとして問題となっています。また、家庭内の問題であるため、支援の対象として十分に認識されず、さらには本人や家族に自覚がないことによって問題が表面化しにくくなっています。
- その原因は多岐に渡ることから、福祉・介護・医療・教育など様々な関係機関が連携することによって、早期にヤングケアラーへ気づき、適切な支援につなげていくため、国は「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」に取り組むべき施策としています。

【ヤングケアラーの例（こども家庭庁ホームページから抜粋）】



○上記は一例にすぎず、以下のようなケアをしている場合もヤングケアラーに含まれます。

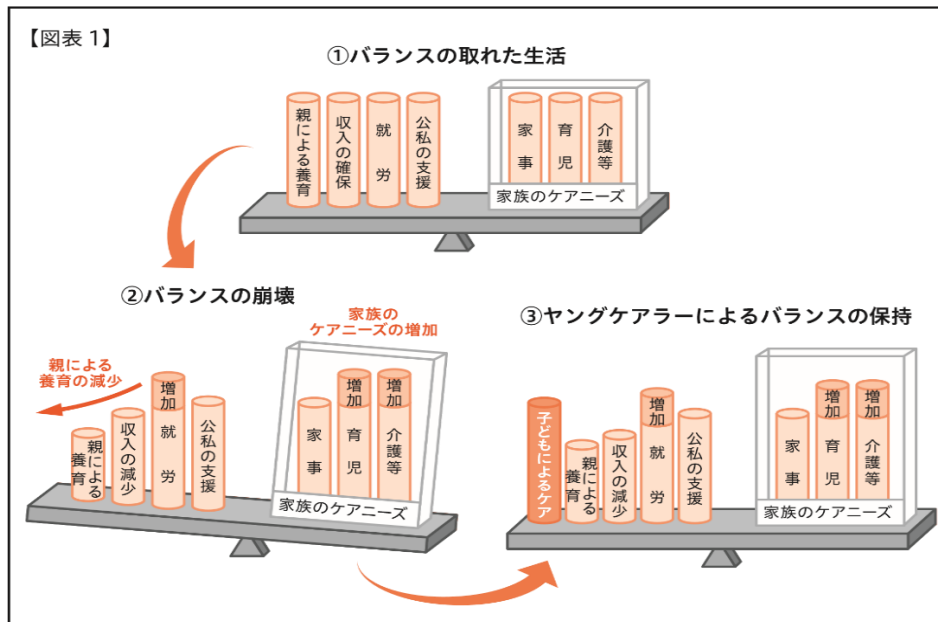
- 精神疾患や知的障がい、発達障がい、疾病、難病等のある親やきょうだいのケアをしている
- 脳疾患、がんなどの病気のある親や祖父母のケアをしている
- 依存性のある親に対応する等、感情面のサポートをしている
- きょうだいの学童クラブ、保育所、放課後等デイサービス等の送り迎えをしている

【東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和8年3月）から抜粋】

○見守りや、感情面のサポートもケアの一種です。「ヤングケアラーかどうかの厳密な判断」にとらわれず、将来的に負担を抱えるかもしれない可能性等から、ヤングケアラーと思われる時点で見過ごすことなく話を聞いたり見守ったりしていくことが大切です。

(2) なぜ子どもがケアを担うのか

○親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等のケアニーズとのバランスが取れている状態から、家族が病気や障がいを持つことでケアニーズが増えたり、親の離婚や、それに伴う就労時間の増加により、養育・扶養機能が不十分になったりすると、そのバランスが崩れ、子どもが家族のケアニーズを支える側に回る状況が発生します。一度、この状態になってしまうと、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムになってしまいます。



出典：令和元年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」（令和2年3月）図表2より抜粋

(3) ヤングケアラーが抱える問題

① 子どもの権利侵害の可能性の観点

○子どもには、「健康を守る権利」「教育を受ける権利」「育つ権利」（社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくる）などの様々な権利があります。ヤングケアラーの子どもたちは、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることによって、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、宿題などの勉強に割く時間が作れなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。その結果、勉強がうまくいかなくなったり、友人関係がうまく築けなかったりするなど、子どもの将来に影響をおよぼす可能性があります。

○ヤングケアラーと思われる子どもに気づくためには、教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利、生活水準の確保など、「子どもの権利条約」に定められた権利が侵害されている可能性がないか、といった視点も重要です。

【子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利】

第3条 子どもにもっとよいことを	第6条 生きる権利・育つ権利
第12条 意見を表す権利	第13条 表現の自由
第24条 健康・医療への権利	第26条 社会保障を受ける権利
第27条 生活水準の確保	第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護
第36条 あらゆる搾取からの保護	

② 子どもの社会参加への影響

○長期にわたり、ヤングケアラーとして家庭を支えてきた子ども・若者は、学びや就労の機会を失っている場合が多いと言われています。また、家族のケアのために、進学や就職をあきらめたり、やむを得ない離職や転職などによって社会参加の機会が狭められたりするなど、キャリア形成や人生設計などに影響が出ることも考えられます。

(4) ヤングケアラー支援における課題

ヤングケアラー支援においては、以下のような課題があるとされています。板橋区では令和5（2023）年度に区内の小学4年生から中学生、高校生世代および関係機関を対象とした実態調査（無記名・郵送等配付・オンライン回答方式、回答数9,793人・回答率26.3%）を実施しました。特に、ヤングケアラーを発見する可能性のある関係機関への調査からも、下記のような課題が浮き彫りになりました。

● 実態把握の難しさ

身近で接する人たち（学校や関係機関）がヤングケアラーを発見する際、不登校傾向や、宿題忘れなどの兆候がみられれば聞き取りを行うことができますが、そういった兆候が見られない場合に支援が必要な状況を周囲が見逃してしまう場合もあり、適切な支援につなげることが難しい場合があります。

● 社会全体のヤングケアラーへの理解不足

社会全体としてヤングケアラーへの認知度は低く、本人に自覚がなかったり、また不安や不満・負担感を抱えていても家庭内の問題については「家族で支えて当たり前」という社会の風潮もあつたりするなど、周囲に相談しにくくなっている状況もあります。

● 専門的な相談・支援窓口の不足

本人がヤングケアラーかもしれないと認識できても、専門的な相談や支援の窓口がない、あるいはあっても認知されていないと、誰に相談すればよいのか、どういった支援が受けられるのか分からず、自分自身で抱え込み、孤立してしまいます。また、身近な人が発見しても、相談先が分からないことによって必要な支援等へつなげることができず、精神的にも孤立に陥りやすい状況になってしまいます。

● 虐待との関連及び支援対象としての捉えにくさ・当事者意識の持ちづらさ

ヤングケアラーの問題は、虐待・ネグレクトの可能性のあるものの、実態把握が難しいことから支援が必要なケースを見過ごしたり、虐待と関連付けられることへの恐れなどから家族が支援を拒否したりするケースがあります。また、ヤングケアラーは、家族のケアをしている支援者であるにも関わらず、被害者のように扱われることへの違和感から、本人の心理的な葛藤が生じるケースもあります。

● 支援希求の難しさ

ヤングケアラー支援においては、近い家族関係に起因する課題もあります。長期間にわたり家族内で固定化された役割を変えることへの抵抗があつたり、「家の恥を外に出したくない」「外部からの介入は家族の結束を脅かすものである」という意識があつたりすることから、支援の介入が困難である場合もあります。

(5) ヤングケアラー・アドバイザーとは

板橋区では、令和6（2024）年4月から、ヤングケアラーを発見・支援する関係機関向けに、ヤングケアラー・アドバイザーを設置しました。

他自治体では、ヤングケアラーと思われる子どもに気づいてから支援につながるまでの核になる人材としてヤングケアラー・コーディネーター（YCC）を配置している場合が多いですが、板橋区では、令和5（2023）年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、まずは周囲の関係機関が気づき・支援につながるよう啓発や助言を重視し、ヤングケアラー・アドバイザー（以下、アドバイザー）という名称にしています。

なお、アドバイザーも関係団体・機関をつなぐコーディネート機能を有しています。アドバイザーの主な役割は下記のとおりです。

① 関係機関からの相談対応・助言

ヤングケアラー（または可能性のある子ども）とその家庭の状況に合わせた対応方針を一緒に考えます。

② 関係機関や民間団体との連携

ヤングケアラーとその家庭に必要な連携先を検討し、つなぎや会議等を調整します。

③ 訪問や研修の企画・実施

関係機関それぞれが共通認識をもってヤングケアラーへの支援・連携ができるよう、定期訪問や研修を実施します。

アドバイザーへ相談をする際の個人情報の取扱いについて

○ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要です。アドバイザーへ相談する際には以下の点に注意をしましょう。

【本人同意が得られる場合】

ヤングケアラー本人やその家族からの同意を早い段階で得られると支援が円滑になります。可能であれば、家庭の状況・情報を他の関係機関に共有することに同意を得ましょう。同意を得る場合は、情報共有先でも個人情報は守られることを伝え、安心してもらうことが大切です。

【本人同意が得られない場合】

本人同意が得られていない場合、アドバイザーへの相談は個人情報を伏せ、ケースの状況のみ伝えます。同意を得られた方が望ましいですが、同意が得られなくても対話を続けていき、関係性の構築と支援を続けましょう。特に、緊急性が高いと思われるケースについては、アドバイザーへ速やかに相談し、助言等を踏まえ、総合的に判断して対応しましょう。

○家庭の状況を本人以外の第三者に知られないように話すなど、プライバシーに十分配慮しましょう。

○本人の意思を確認することなく、相談内容を家族に伝えることは原則的にしないこと。本人と家族の関係性を悪化させる危険性があります。

ヤングケアラーと思われる子ども・若者を発見した時や、気になる家庭がある場合、またはヤングケアラーへの支援・対応について不明な点があれば、下記まで連絡してください。

板橋区ヤングケアラー・アドバイザー

電話 050-5235-6931

【電話での対応時間】月～金（年末年始・祝日を除く） 10時～15時

メールアドレス yc_itabashi@katariba.net

※アドバイザーは受託事業者の指定した場所で勤務しています。区役所にはいません。

3 ヤングケアラー支援について

(1) ヤングケアラー支援の基本的な考え方

- ヤングケアラーにとっては、現在置かれている状況が当たり前になっていることが多い
ため、何を相談したらいいかわからない、よく知らない人には本心を話さない、現状が
変わることに不安等から話すことができない、といった可能性があります。
- そのため、所属機関を問わず、本人から見て「信頼のできる大人」が本人と対話するこ
とで、徐々に安心感を持って相談できるようになり、本人の意向に沿いながらサービス
や支援につなげていくことができます。
- 東京都のヤングケアラー支援マニュアル（令和8年3月）では、支援を3つに類型化し
て整理しています。これらは独立した支援ではなく、同時に複数のパターンを併用した
り、本人の気持ちに応じて徐々に導入したりすることもあります。

【支援のパターン（東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和8年3月）から抜粋）】

① 伴走・寄り添い型支援

- ▶ 子どもにとって身近な地域における会話や見守りによる支援
- ▶ 本人が精神的な安らぎを感じちよとしたことを話せる日常の中での寄り添い

② 共感型支援

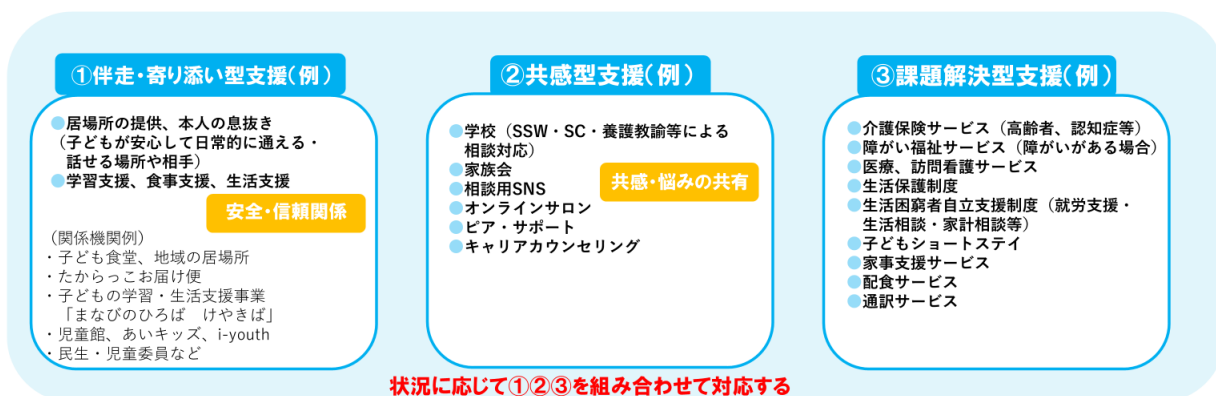
- ▶ ヤングケアラーの子どもや元ヤングケアラーと気持ちや状況を共有することによる孤独感や不安の軽減
- ▶ 実体験に基づく情報や対処法の提供

③ 課題解決型支援

- ▶ ケアを受けている家族や本人向けの行政等による福祉サービス等の提供

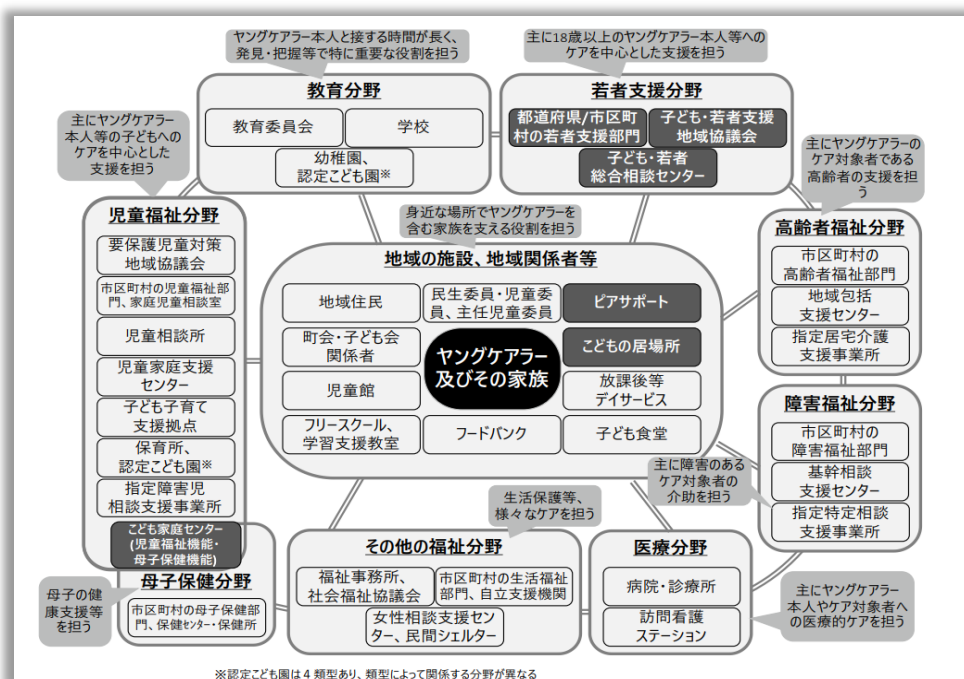
- 地域の身近な場所・人による「伴走・寄り添い型支援」、ケアについて気持ちの共感が
できる「共感型支援」は、本人に寄り添いながら一緒に悩んだり動いたりするという点
では共通です。早い段階で「伴走・寄り添い型支援」や「共感型支援」にヤングケアラ
ー本人をつなぐと、その中で気持ちを徐々に聞くことで、「課題解決型支援」につなぐ
可能性があります。

○前ページの支援パターンを活用したイメージは以下のとおりです。



○上図はヤングケアラーへの支援を「伴走・寄り添い型」―「共感型」―「課題解決型」の3つのパターンに分類し、可視化したものです。また、ヤングケアラーとその家族を支える関係者として、以下のような関係機関が考えられます。適切な関係機関が本人や家庭の状況やニーズに応じて、①～③のパターンを組み合わせた支援を実施していくことが効果的です。

【多様なヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関のイメージ】



出典：令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）
の策定に向けた調査研究」（令和7年3月）図表2-2から抜粋

(2) ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス例

○ヤングケアラーに対して直接的に提供できる公的サービスは、現状ではまだ限られていますが、ヤングケアラーの負担を軽減するために、ケアの対象者に向けた公的サービスの利用調整など、様々な機関による取組がありますので、支援の参考にしてください。

○なお、各サービスの利用にあたっては、それぞれの制度に基づいた一定の利用要件（所得制限や身体状況など）を満たす必要があるほか、保護者の同意が必要となる場合があります。

※下線部は板橋区の制度やサービスではなく、民間団体等のサービス

1

本人の息抜きが必要な場合

- 居場所の提供（児童館・まなぼと・子ども食堂等）
- ショートステイ（本人利用）

2

本人が経験を共感できる相手を求めている場合

- 家族会（障がい）
- 家族会（認知症の方を介護する介護者としての経験等の共有）
- ヤングケアラー同士のピア・サポート
- オンラインサロン

3

本人への心身のケアが必要な場合

- SC・養護教諭等による相談対応（区立小中学校の場合）
- 医療サービス
- 子ども家庭相談（子ども家庭総合支援センター）

4

幼いきょうだいの世話をしている場合

- 育児支援ヘルパー派遣事業
- ショートステイ（幼いきょうだいの利用）
- ファミリー・サポート・センター
（幼いきょうだいの預かりや保育園や学校への送迎等）
- 一時保育（保育園等）

5

日常生活の支援が必要な場合

- 食料の提供（フードバンク・フードパントリーの利用）
- 生活困窮者自立相談支援機関の支援制度
- 家事支援ヘルパー事業（令和8年4月～）
- 家事支援サービス
- 配食サービス
- 食事の提供（子ども食堂）

※下線部は板橋区の制度やサービスではなく、民間団体等のサービス

6

学習支援が必要な場合

- 中高生勉強会
- 生活困窮者自立相談支援機関の支援制度
(子どもの学習・生活支援事業「まなびのひろば けやきば」)
- 地域の学習支援団体の利用
- オンライン学習支援

7

人生設計を一緒に考える大人が必要な場合

- 担任の先生への相談
- ヤングケアラー同士のピア・サポート (年上世代との交流)
- キャリアカウンセリング

8

ケアをする対象者が高齢者の場合

- 介護保険サービス (居宅サービス、施設入所等)

9

ケアをする対象者または本人に障がいがある場合

- 障がいサービス (居宅介護、通所事業所、施設入所等)
- 自立支援医療
- 手話通訳派遣事業

10

経済的支援が必要な場合

- 生活保護制度
- 生活困窮者自立相談支援機関の支援制度
(就労支援事業、住居確保給付金等)
- 奨学金の活用
- 社会福祉協議会の総合支援資金の活用

11

ケアをする対象者に日本語通訳が必要な場合

- 通訳サービス

(3) 支援者としての心構え

○ヤングケアラー支援は、時間の経過によって支援のフェーズが変わっていくものです。また、支援者とヤングケアラー本人・家庭との関係性や、思い・状況によっても求められるものは異なります。

○支援の進め方や家庭への接し方に正解はありません。多機関で連携しながら、以下のようなポイントに留意し、関係者内で個別のケースに応じた対応を検討・協議することが必要になります。

① ヤングケアラー本人の意思の尊重

ヤングケアラーを支援する際は、置かれている状況を十分理解し、可能な限りの情報を収集したうえで、本人や家族の意思を踏まえることが望まれます。ヤングケアラーにとっては、ケアが生きがいになっているケースもあります。ケア自体を否定しないようにしましょう。「ケアしている状況を尊重している」「一緒に考えていく立場である」ことが伝わるよう支援していくことが重要です。

② 当事者の自覚の欠如に対する配慮

ヤングケアラー本人や家族に自覚がない場合、自らサポートを求めることは難しいという特徴があります。話を聞いてもらう機会や、話を聞いてもらえるという発想自体を持っていない可能性も考えながら、本人のことを気にかけて、心を開くまで寄り添い、タイミングを見て話を聞くなど、本人を支えていくことが重要です。

③ 年齢や環境に関わらず発生する可能性があることへの理解

近年、世帯当たりの人員数が減少傾向にあり、共働きの世帯数も増加していることから、家庭内でケアを担える人数・大人がケアにかけられる時間が減少しています。

また、地域とのつながりの希薄化などによる地域力の低下などが家庭の孤立化につながり、家族のケアをめぐる子どもに負担がかかってしまうこともあります。

このような社会的な背景から、どのような家庭でも、子どもがヤングケアラーになる可能性があるということを理解しましょう。

④ 家族全体を視野に入れた支援

ヤングケアラーのいる家庭は、子どもがケアを担うことでバランスが取れている場合も多く、子どもが役割から抜け出しにくい家族システムが形成されていることがあります。そのため、ケアを受ける家族や保護者なども含めた家庭全体を支援する視点が必要です。支援やサービスを拒否するような場合も、ヤングケアラー本人や家族の話に耳を傾け、味方であること、一緒に悩み考える存在であることを認識してもらいましょう。

⑤ 心の扉が開くまでの寄り添い

「ヤングケアラー」という言葉はときに本人や家庭にとって心理的負担となることもある強い言葉であるため、関係性が十分に築けていない段階では、面と向かって「ヤングケアラー」という言葉を使用することは避け、慎重に説明するといった配慮も必要です。

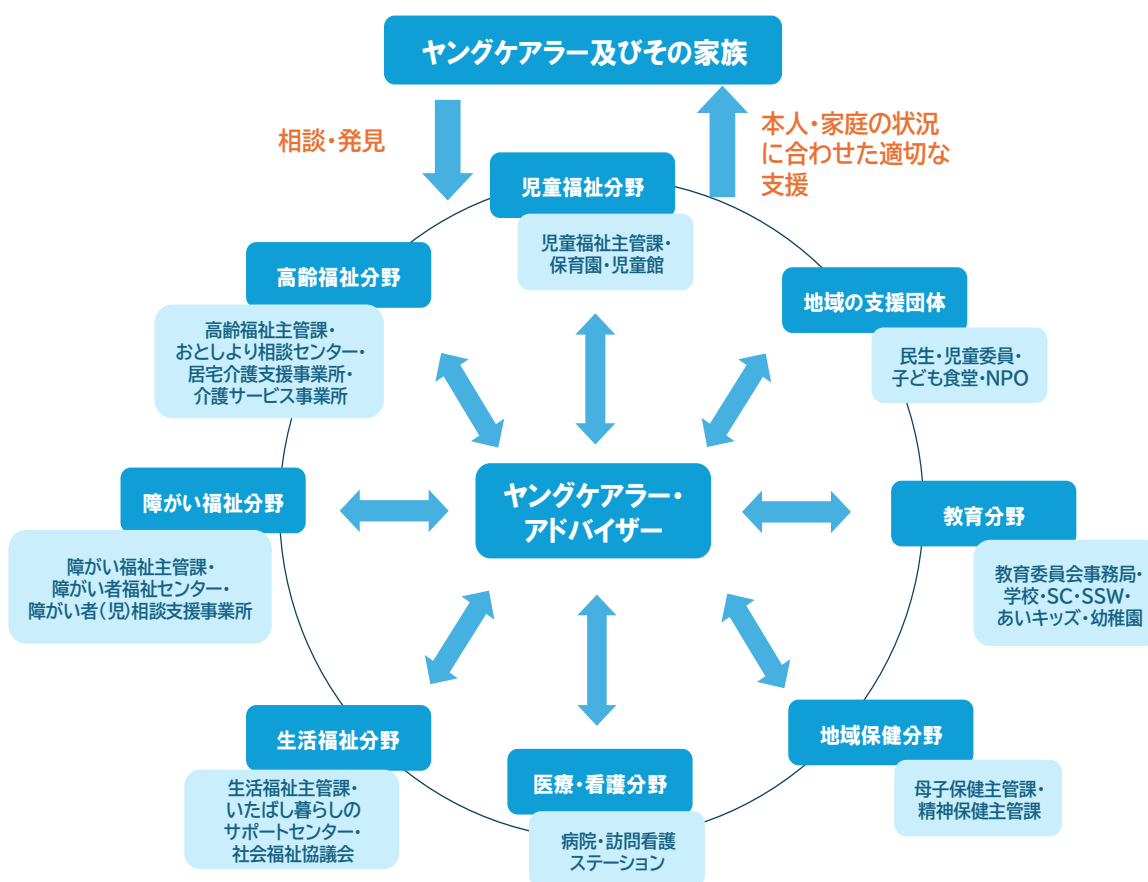
⑥ 共通目標への認識

各機関や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、これまで支援のはざまにいたヤングケアラーに対して、共通した目標に向かい、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみるのが大切です。多機関・多職種が連携し、ネットワークを構築する中で、ヤングケアラー本人や家庭の意思・状況を踏まえ、支援していくことが重要です。

(4) 関係機関の連携の枠組み

- ヤングケアラーおよびその家族が抱える課題や背景は多岐に渡り、望む支援は様々であるため、必ずしも一つの機関で課題を解決できるものではありません。また、課題解決だけが支援ではなく、寄り添いを含め、多くの関係機関による協力体制のもとで、ケースに応じた支援が求められます。
- 板橋区には、ヤングケアラーとその家族を支える様々な関係機関があります。児童、高齢、障がい、生活に関わる福祉、教育、医療・保健、地域の民間団体など、多様な関係機関が連携し、協力することで、より良い支援を行うことができます。
- ヤングケアラー・アドバイザーが中心となり、このような関係機関などと連携し、協力することでより良い支援につなげていきます。ヤングケアラーとその家族を支える関係機関のネットワークイメージは下記の通りです。

【区内の関係機関のネットワークイメージ】



(5) 活用するネットワーク・会議体について

板橋区では、主に以下のネットワークや会議体を活用して支援していきます。

① 板橋区要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）

区内の要保護児童の早期発見・対応を目的とし、多機関による連携・ネットワークを円滑に機能させるための会議体です。児童福祉法に基づき、板橋区では平成 19 年に設置しています。

18 歳未満のヤングケアラーについて、児童虐待を受けている、又は児童虐待のリスクが高いと判断された場合、要対協が中心となって関係機関が連携し、子どもの安全確保や家庭環境の改善を図ります。また、子どもの権利擁護の視点から、ヤングケアラーが適切な養育を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、情報共有や必要な支援内容を調整します。

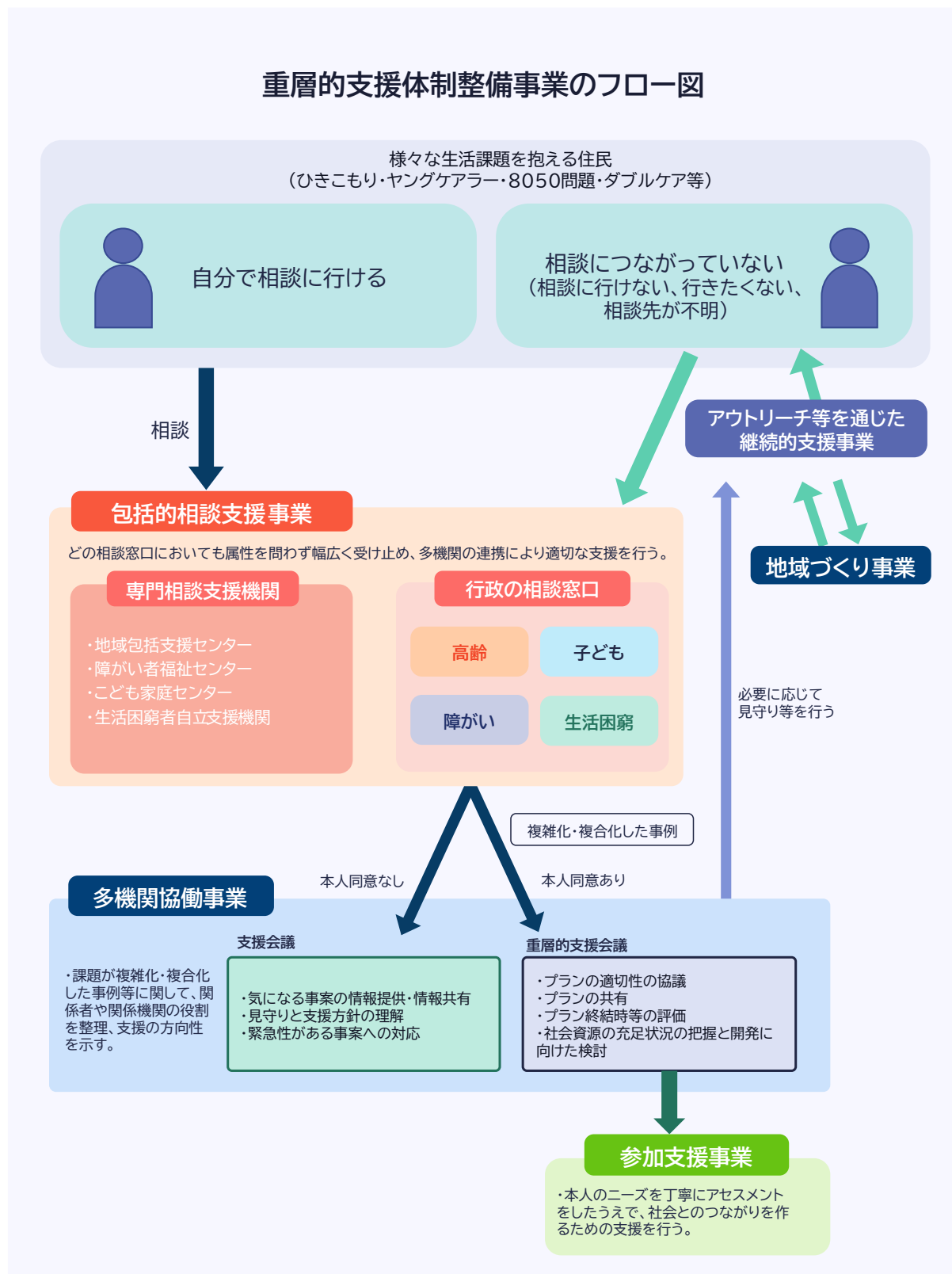
② 重層的支援体制整備事業（支援会議・重層的支援会議）

地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するため、板橋区では令和 8（2026）年度から社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を実施します。近年顕在化している複雑・複合化した課題や、既存の制度では対応が困難な課題に対し、関係機関が連携し、当事者に寄り添って支援する重層的な支援体制を整備します。この体制の核となる会議体として、本人の同意がなくても支援のために必要な情報を共有できる「支援会議」と、本人の同意を得た上での支援プランの協議等を担う「重層的支援会議」の二つの会議体を設置し、分野横断的な支援を推進します。

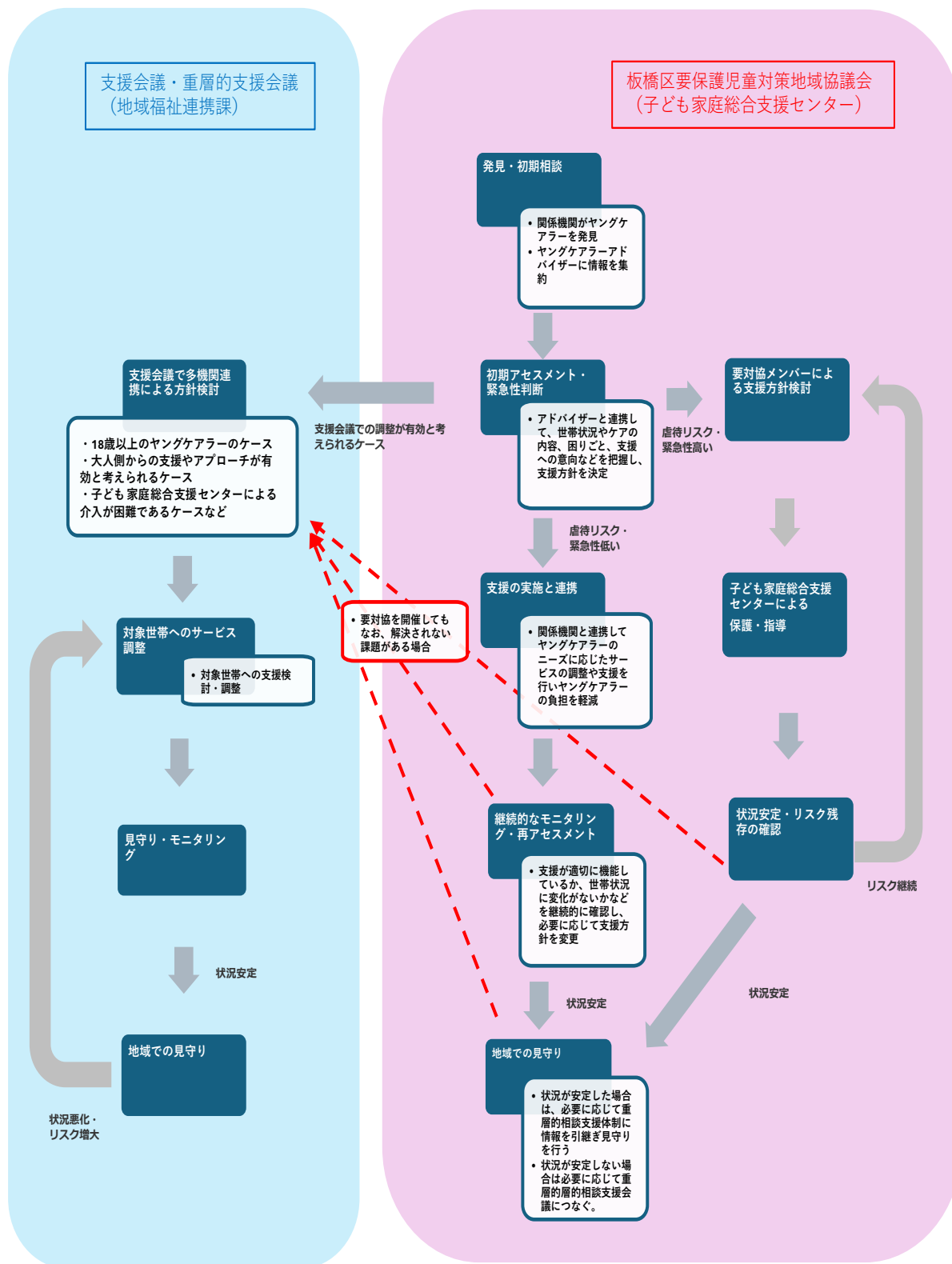
○要対協は、児童虐待リスクの高いヤングケアラーへの対応において、法的な権限に基づいた介入や調整を行うことができます。一方、重層的相談支援体制は、すべての区民を対象とする相談支援体制であるため、より広範囲のヤングケアラーを発見し、支援につなげることが期待されます。それぞれ異なる役割であるものの、相互に連携し、機能を補完し合うことで、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない継続的な支援を展開していきます。

【参考】重層的支援のイメージ

重層的支援体制整備事業のフロー図



【参考】 要対協と支援会議・重層的支援会議の連携イメージ



(6) 板橋区における各機関の役割

子どもや家庭の様子、関係するサービスの提供などから、ヤングケアラーを発見する可能性のある板橋区内の主な関係機関は以下のとおりです。

● 児童福祉分野

組織・機関名	主 な 機 能
子ども家庭総合支援センター	児童福祉法における「子ども家庭センター機能」と「児童相談所機能」併せもつ相談機関です。18 歳未満の子どもと子育て家庭のあらゆる相談に応じています。子どもと家庭の状況に応じた総合的な支援を行い、必要に応じて一時保護や施設入所の措置なども行います。
子ども政策課	区の児童福祉部門の計画策定等の全体調整を行います。
保育園（保育施設）	一般的に保護者が就労や病気などの理由により家庭での保育が困難な場合、代わりに乳幼児を保育します。
児童館	18 歳未満の子どもが自由に来館して過ごせる施設です。乳幼児の健やかな成長を目的として子育て支援活動も行っています。

● 教育分野

組織・機関名	主 な 機 能
教育委員会事務局	学校教育、社会教育に関する事務を担当しています。
学校	学校教育法における教育機関です。ヤングケアラーや同じ学校に通うきょうだいを含めて子どもと日常的に関わる機会があり、ヤングケアラーへの気づきや見守り、関係機関との情報共有等を行います。
幼稚園	学校教育法における教育機関です。学校教育のはじまりの施設です。
スクールカウンセラー（SC）	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で児童や生徒および保護者、教職員に相談・支援を行います。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	問題を抱えている児童・生徒の支援を行うため、区立中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉の専門的な立場から、関係機関と連携して課題の解決を図ります。また、近隣の区立幼稚園、小学校にも巡回し、支援を行います。
あいキッズ（板橋区放課後対策事業）	学校施設等を活用して、子どもが自由遊びや体験交流活動等を行います。
まなぼーと大原・成増 i-youth(アイ・ユース)	卓球やダンスの練習ができるスタジオや、静かに自主学習ができる部屋などを備えた若者の居場所です。

● 障がい福祉分野

組織・機関名	主 な 機 能
障がい政策課	区の障がい福祉部門です。障がい者福祉施策の調査および計画、障がい者団体との連絡調整などを行っています。
障がいサービス課	区の障がい福祉部門です。障がい児への児童発達支援等の申請受付のほか、障がい者各種手当の申請受付、介護給付費の認定審査および障がい者施設に関する相談を受け付けています。
障がい者福祉センター	障がいのある方および介護者の方に指導・訓練・相談などを行ったり、各種講習会の開催や施設の貸し出しなどを行っています。
子ども発達支援センター	区在住のおおむね 15 歳までの発達に気がかりのある子どもとその家族について、相談・利用できる制度やサービスの案内を行う機関です。（予約制・個別相談）
発達障がい者支援センター	概ね 16 歳以上の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携などを行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取組、安心して利用できる居場所づくりを行います。
障がい福祉サービス提供事業所	障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、入浴や食事の介護、就労に必要な支援に加えて、児童への発達支援など障がい特性に合わせたサービスを提供します。

● 高齢福祉分野

組織・機関名	主 な 機 能
高齢政策課	区の高齢福祉部門の計画策定等の全体調整を行います。介護や福祉に関するご相談・各種申請をお受けしたり、多職種・多機関と連携し支援を行っています。
生涯活躍推進課	区の高齢福祉部門です。介護や福祉に関するご相談・各種申請をお受けしたり、多職種・多機関と連携し支援を行っています。また、介護実習普及センターを併設し、福祉用具の展示および介護に関する研修・講座なども行っています。
おとしより相談センター（地域包括支援センター）	地域に暮らす高齢者の介護予防や日々の暮らしなどを総合的にサポートしています。福祉・健康・医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支える地域の窓口です。高齢者本人はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや心配ごとの相談をお受けします。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーが介護サービスを利用するための居宅サービス計画を作成し、適切なサービスが提供できるよう調整を行います。
介護サービス事業所	要介護（要支援）認定を受けた利用者に対し、具体的な介護サービスを実施します。

● 地域保健分野

組織・機関名	主 な 機 能
健康福祉センター (板橋・上板橋・赤塚・志村・高島平)	母子保健・精神保健等、区民の健康に関する相談や保健指導、健康診査などの地域保健に必要な事業を行っています。

● 生活福祉分野

組織・機関名	主 な 機 能
地域福祉連携課	生活困窮者やひとり親家庭の自立支援、ひきこもり対策、重層的支援体制整備事業などを行っています。
福祉課 (板橋・赤塚・志村)	生活の相談、ひとり親・女性・おとしよりの相談など福祉に関する様々な相談を受け付けています。
板橋区社会福祉協議会	「住民主体の福祉のまちづくりを進める団体」として、様々な地域福祉事業を行っています。
地域福祉コーディネーター	地域住民からの相談を受け、その困りごとを関係機関と地域と連携して課題の解決に取り組む専門職です。
いたばし暮らしのサポートセンター (板橋・赤塚・志村) ※板橋本部は、ひきこもり相談窓口・ひとり親家庭相談窓口併設	生活や仕事・家計のことで悩んでいる方、また、ひとり親の方や、ひきこもりのご本人やご家族のための総合相談窓口です。
まなびのひろば けやきば (板橋・赤塚・高島平)	経済面や家庭・学習環境に困りごとを抱えている世帯の子どもたちを対象に、学習支援や居場所支援を行います。

● 医療・保健分野

組織・機関名	主 な 機 能
健康推進課	区の保健衛生部門の計画策定等の全体調整を行います。
病院・診療所	医療の提供・訪問看護などを行います。
訪問看護事業所	心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

● 地域の団体・施設

組織・機関名	主 な 機 能
民生・児童委員	地域から推薦され、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され活動をしています。地域の中で援助を必要とする方の様々な相談に応じ、関係機関へつなぐなど、悩み事の解決を図るお手伝いをしています。
子ども食堂	子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂です。子どもが安心して来られる居場所でもあります。
NPO 等地域の民間団体	様々な団体が高齢者支援、障がい者支援、子どもの支援など多様な支援を行い地域に貢献しています。

4 ヤングケアラー支援のフロー

ヤングケアラー支援の一般的な流れ（フロー）に沿って支援のポイントを示します。

（１）ヤングケアラーに気づく（[P. 23](#)～）

子どもに関わる関係機関は、生活状況からヤングケアラーと思われる子どもがいないかどうか気にかける。保健・福祉・医療の関係機関は、ケア対象者の家族構成に留意し、特に、ひとり親家庭や障がい・要介護の家族がいる場合などはヤングケアラーである可能性を意識する。ヤングケアラーかどうか判断がつかない場合や対応方法に悩んだ場合は、個人情報が特定されないよう留意のうえ、ヤングケアラー・アドバイザーに相談する。

（２）アセスメント・多機関連携の必要性の判断（[P. 31](#)～）

ヤングケアラーの発見者は、子どもの状況（ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態）や支援の必要性について検討します。支援が必要かつ発見した機関で支援ができる場合は、発見した機関で対応します。

※虐待が疑われる場合など、緊急性が高いと判断された場合には、関係機関またはヤングケアラー・アドバイザーから子ども家庭総合支援センターに通告する。

（３）本人や家族の状況・意思確認（[P. 32](#)～）

発見した機関は、ヤングケアラー本人や家族に話を聞き、支援が必要と考えているかなどの意思やニーズを確認します。

（４）課題の共有・支援方針の検討（[P. 32](#)～）

関係会議（要対協、支援会議、重層的支援会議）において、支援を検討するうえで必要な情報を関係機関で共有し、アセスメントを行い、必要に応じて支援や見守り・モニタリングの方針・役割分担・期間を検討します。P. 37 以降のアセスメントシートも活用してください。

（５）支援の実施（[P. 33](#)～）

上記（４）のアセスメント検討結果に沿って、各関係機関が支援を実施します。

（６）見守り・モニタリング（[P. 44](#)～）

上記（４）で決定した期間中、見守り・モニタリングを実施します。ただし、ヤングケアラー支援においては、家族状況や本人のケア負担の変化、ライフステージなどに応じて支援内容の見直しが必要になることもあるため、見守り・モニタリング期間後も、地域で長期的につながり続けることが重要になります。

(1) ヤングケアラーに気づく

- ヤングケアラーは家庭内の問題であるため、周囲から気づかれにくいことや、子ども自身及びその家族がヤングケアラーであることを認識していないことから、潜在化しやすいという特徴があります。
- また、周囲が気づいたとしても家族の問題に対してどこまで介入すべきか分からないといった理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。
- ヤングケアラーの存在に気づくためには、様々な機関の担当者が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたる必要があります。

【本人に自覚がない場合のポイント】

ヤングケアラー本人や家族に自覚がない場合、自分から支援を求めることは難しい状況にあります。支援にあたっては、ヤングケアラー本人や家族との信頼関係を構築し、心を開くまで寄り添い、タイミングを見て話を聞くなど、本人を支えていく姿勢が重要です。

その役割を担うのは、学校その他、地域からの相談を受け支援する機関、虐待などのハイリスクケースの場合は子ども家庭総合支援センターなど、ケースに応じて様々です。

信頼関係を構築した方々が関係機関とのパイプ役になることで、適切な支援につなげていくことができます。

- 次のページから、分野ごとに、ヤングケアラーに気づくポイントの一例（チェックリスト）を掲載しています。これらの様子に気づいた場合は、機関内で共有するか、アドバイザーに相談（※個人情報の取扱いについては[P. 8](#)を参照）しましょう。

【支援機関別 気づくポイントの一例（チェックリスト）】

（東京都ヤングケアラー支援マニュアルから抜粋）

① 児童福祉分野（保育園、児童館については [P.30](#) 「⑦ 地域の関係者」を参照）

子どもがケアをしている様子
☐ 家庭訪問の際に、食事づくりや買い物、洗濯などの家事をしている
☐ 家族の介護・付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿をみかける
☐ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
☐ 家族の感情面のサポートをしている
☐ 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
☐ 来所相談時や家庭訪問時に傍にいる
ケアによる影響と思われる子どもの様子
☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
☐ 感情の起伏が激しい。または、感情を出さない
☐ 周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている
☐ 年齢に不相応な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている）
☐ 自分の事を話したがらない、質問などをすると話をすり替える
☐ 物や支援を欲しがらない ☐ 家族の顔をうかがっている
☐ 不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける
☐ 時に家族と大げんかや家出をしていることがある
子どもが必要な世話をされていない様子
☐ 身なりが整っていない
☐ 食事の世話がされていないようである
☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
☐ 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである
保護者・家族の様子
☐ 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
☐ 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる ☐ 経済的に困窮している
☐ 日本語が母語でない家族がいる
☐ 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
☐ 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
☐ 家事等ができないことで、子どもに影響が出ないかを心配している
☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている
☐ 行政手続き（各種申請等）や光熱水費等の支払い、または学校への提出書類などの遅れ・漏れがある
☐ 家族の世話について、子どもをあてにしている
☐ 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
☐ 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

② 教育分野（幼稚園については [P.30](#) 「⑦ 地域の関係者」を参照）

※種別(中学校、小学校)や学年等によって、チェック項目は異なります。

ケアによる影響と思われる子どもの様子
☐ 元気がなく、表情が乏しい 精神的に不安定である
☐ 欠席、遅刻、早退が多い 不登校傾向もしくは不登校である
☐ 部活に入っていない、休みがち、遅刻、早退が多い
☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
☐ 宿題・課題の提出漏れや遅れがある
☐ 保健室で過ごしていることが多い
☐ 授業中の集中力が欠けている 居眠りをしていることが多い
☐ 学力が低下している
☐ 単位の取得が滞っている 中退のおそれがある（高校生）
☐ 持ち物がそろわない 学校で使用する物を用意してもらえない
☐ 家族に関する不安や悩みを口に出している
☐ 年齢に比べ、しっかりしている様子が見られる（精神的成熟度が高い）
☐ 周囲の人に非常に気を遣う
子どもが必要な世話をされていない様子
☐ 極端に痩せてきた（太ってきた）給食の過食傾向にある
☐ 生活リズムや身だしなみが整っていない
☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
子どもがケアをしている様子
☐ 家事の付き添いや介助をしている、幼いきょうだいの送迎や世話をしている
☐ 家族の感情面のサポートをしている
☐ 面談等で通訳をしたり、保護者の代わりに金銭管理をしている
☐ 生活ノートに家族等のケアをしていることが書かれている
☐ 生活のために過度なアルバイトをしている 生活のために就職を希望している
保護者・家族の様子
☐ 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
☐ 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる ☐ 経済的に困窮している
☐ 日本語が母語でない家族がいる
☐ 保護者が多忙である
☐ 学校諸経費の納入が遅れる 滞納や未払いがある
☐ 授業参観や保護者面談を欠席する

③ 生活福祉分野

子どもがケアをしている様子

- ☐ ケースワーカー、相談支援員等による家庭訪問等の際に、食事づくりや買い物、洗濯などの家事をしている
- ☐ 家族の介護・付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
- ☐ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
- ☐ 家族の感情面のサポートをしている
- ☐ 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
- ☐ 来所相談時や家庭訪問時に傍にいる

ケアによる影響と思われる子どもの様子

- ☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
- ☐ 感情の起伏が激しい。または感情を出さない
- ☐ 周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている
- ☐ 年齢に不相応な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている）
- ☐ 自分のことを話したがらない、質問などをすると話をすり替える
- ☐ 物や支援を欲しがらない
- ☐ 家族の顔をうかがっている
- ☐ 不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- ☐ 時に家族と大げんかや家出をしていることがある

子どもが必要な世話をされていない様子

- ☐ 身なりが整っていない
- ☐ 食事の世話がされていないようである
- ☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
- ☐ 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子

- ☐ 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
- ☐ 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる ☐ 経済的に困窮している
- ☐ 日本語が母語でない家族がいる
- ☐ 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
- ☐ 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- ☐ 家事等ができないことで、子どもに影響が出ないかを心配している
- ☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- ☐ 行政手続き（各種申請等）や光熱水費等の支払い、または学校への提出書類などの遅れ・漏れがある
- ☐ 家族の世話について、子どもをあてにしている
- ☐ 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- ☐ 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

④ 障がい福祉分野

子どもがケアをしている様子

- ☐相談支援専門員等による家庭訪問等の際に、食事づくりや買い物、洗濯などの家事をしている
- ☐家族の介護・付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
- ☐日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
- ☐家族の感情面のサポートをしている
- ☐家計を支えるために就職・アルバイトをしている
- ☐来所相談時や家庭訪問時に傍にいる

ケアによる影響と思われる子どもの様子

- ☐疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
- ☐感情の起伏が激しい。または感情を出さない
- ☐周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている
- ☐年齢に不相応な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている）
- ☐自分のことを話したがらない、質問などをすると話をすり替える
- ☐物や支援を欲しがらない
- ☐家族の顔色をうかがっている
- ☐不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- ☐時に家族と大げんかや家出をしていることがある

子どもが必要な世話をされていない様子

- ☐身なりが整っていない
- ☐食事の世話がされていないようである
- ☐保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
- ☐必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子

- ☐介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
- ☐多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる ☐経済的に困窮している
- ☐日本語が母語でない家族がいる
- ☐疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
- ☐仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- ☐家事等ができないことで、子どもに影響が出ないかを心配している
- ☐家庭訪問時に家の中が散らかっている
- ☐行政手続き（各種申請等）や光熱水費等の支払い、または学校への提出書類などの遅れ・漏れがある
- ☐家族の世話について、子どもをあてにしている
- ☐家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- ☐保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

⑤ 高齢福祉分野

子どもがケアをしている様子

- ☐ ケアマネジャー、介護職員等による家庭訪問等の際に、食事づくりや買い物、洗濯などの家事をしている
- ☐ 家族の介護・付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
- ☐ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
- ☐ 家族の感情面のサポートをしている
- ☐ 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
- ☐ 来所相談時や家庭訪問時に傍にいる

ケアによる影響と思われる子どもの様子

- ☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
- ☐ 感情の起伏が激しい。または感情を出さない
- ☐ 周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている
- ☐ 年齢に不相応な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている）
- ☐ 自分のことを話したがらない、質問などをすると話をすり替える
- ☐ 物や支援を欲しがらない
- ☐ 家族の顔色をうかがっている
- ☐ 不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- ☐ 時に家族と大げんかや家出をしていることがある

子どもが必要な世話をされていない様子

- ☐ 身なりが整っていない
- ☐ 食事の世話がされていないようである
- ☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである
- ☐ 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子

- ☐ 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
- ☐ 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる ☐ 経済的に困窮している
- ☐ 日本語が母語でない家族がいる
- ☐ 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
- ☐ 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- ☐ 家事等ができないことで、子どもに影響が出ないかを心配している
- ☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- ☐ 行政手続き（各種申請等）や光熱水費等の支払い、または学校への提出書類などの遅れ・漏れがある
- ☐ 家族の世話について、子どもをあてにしている
- ☐ 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- ☐ 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

⑥ 医療・保健分野および地域保健分野

子どもがケアをしている様子

- ☐ 医師の往診、看護師の訪問看護、保健師の家庭訪問等の際に、食事づくりや洗濯などの家事、家族の介護等をしている姿を見かける
- ☐ きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
- ☐ 家庭訪問時に傍にいて病状の説明や要望伝達をする、認知症の家族の見守りを行う、車いすを押す、買い物を手伝う等家族の付き添いをしている
- ☐ 通院の同行介助、薬の受け取り、電話でのやり取り、日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳などの家族のサポートを行っている
- ☐ 病気を悲観する家族や大声を出したり泣き出したりする家族をなだめたり、障がいを持つきょうだいを励ますなど、感情面のサポートをしている

ケアによる影響と思われる子どもの様子

- ☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
- ☐ 感情の起伏が激しい。または感情を出さない
- ☐ 家族の病状からくる暴言や暴力等のつらい体験にも気丈に振舞い、周囲の人に気を遣いすぎる
- ☐ 年齢に不相応な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている）
- ☐ 自分のことを話したがらない、質問などをすると話をすり替える
- ☐ 物や支援を欲しがらない
- ☐ 家族の顔をうかがっている
- ☐ 診察時の様子から、体調不良の背景に家庭環境などの要因が推測される
- ☐ 遅刻や学校にきちんと行けていない様子がみられる
- ☐ 時に家族と大げんかや家出をしていることがある

子どもが必要な世話をされていない様子

- ☐ 身なりが整っていない
- ☐ 食事の世話がされていないようである
- ☐ 平均よりも痩せている（太っている）
- ☐ 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである

保護者・家族の様子

- ☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- ☐ 行政手続き（各種申請等）や光熱水費等の支払い、または学校への提出書類などの遅れ・漏れがある
- ☐ 家族の世話について、子どもをあてにしている
- ☐ 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- ☐ 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

⑦地域の関係者（幼稚園、保育園、児童館、民生・児童委員、子ども食堂など、民間支援団体など）

子どもがケアをしている様子
☐ 車いすを押したり、買い物を手伝ったり、家族の介護や付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
☐ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている
☐ 大声を出したり泣き出したりする家族をなだめたり、感情面のサポートをしているところを見かける
☐ 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
ケアによる影響と思われる子どもの様子
☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
☐ 以前はよく子ども同士で交流があったのに、学校行事、部活動、地域の集まり等に参加しなくなった
☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
☐ 遅刻や学校にきちんと行けていない様子が見られる
子どもが必要な世話をされていない様子
☐ 身なりが整っていない ☐ 食事の世話がされていないようである
☐ 平均よりも痩せている（太っている）
☐ 保護者等が書くべき行政手続き（各種申請等）や光熱水費等の支払い、または学校への提出書類などを子どもが用意しているようである
保護者・家族の様子
☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている

(2) アセスメント・多機関連携の必要性の判断

ヤングケアラーと思われる子どもを発見したら、支援の必要性を判断します。虐待が絡むなど、子ども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがある場合は、速やかに子ども家庭総合支援センターに連絡しましょう。

【支援の流れとポイント】

〈初期対応〉

- まずは、ヤングケアラーを発見した機関が本人や家族から話を聞く。話を聞くことが難しい場合はアドバイザーに相談し、対応方法を検討する。
- 支援に必要なアセスメントを行う。ケア内容や時間を把握し、必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部分を整理する。ヤングケアラーの身体的、精神的健康状態を把握する。)

〈ポイント〉

- ☐ ヤングケアラー本人を支援しても、ケアの負担が軽減されるわけではないため、ケア対象者を含む家族全体へのアプローチが必要です。
- ☐ 状況把握を急ぐあまり、ヤングケアラー本人や家族の意思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしまわないよう留意しましょう。
- ☐ 家庭の状況は複雑であり簡単に解決できるものではないため、ヤングケアラー本人や家族に寄り添い、長期的な関わりが必要であることを意識しましょう。
- ☐ 家庭の状況を本人以外の第三者に知られないように話すなど、プライバシーに十分配慮しましょう。

必ずしもすべてのケースにおいて関係機関が連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況に鑑み、経済的困窮や要介護、精神疾患、障がいなど様々な課題が複雑に絡み合っている場合には、組織横断的に取り組むことが重要です。巻末の [P. 51](#) 以降に関係機関ごとの対応例を記載していますので、併せて参考にしてください。

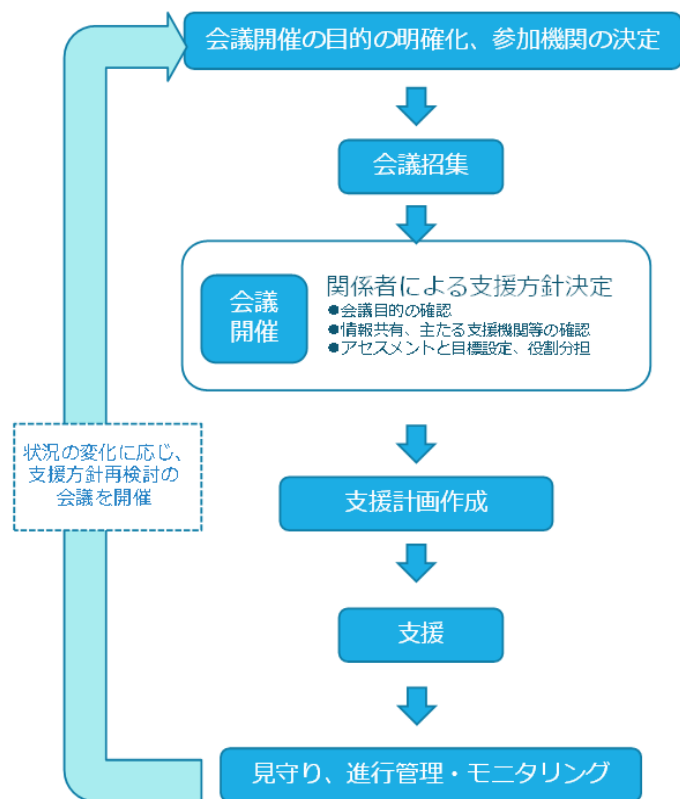
(3) 本人や家族の状況・意思確認

○ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合には、可能であれば当事者に聞き取り、本人や家族が現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているかといった意思や希望を確認することが重要です。本人や家族の意思を確認することで、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐことになります。本人や家族への意思確認は、支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行うことが大切です。

○虐待が絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重しましょう。本人や家族の想いを知り、寄り添うまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーの精神的負担を軽減すると考えられます。ヤングケアラーには家庭内でこれまで築いてきた役割や関係性があるため、本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重することが重要です。

(4) 課題の共有・支援方針の検討

○多機関で連携した支援が必要な場合は、要対協や支援会議・重層的支援会議にて情報共有・支援方針を検討します。招集された関係者は、会議に参加し、それぞれの専門性に基づいて、どうすれば望ましい支援ができるか考えましょう。



(5) 支援の実施（ヤングケアラーを支援する際のポイント）

① 支援を検討するにあたっての心構え

ケアは、家族の生活や関係性のなかで自然に生じるものであり、その背景や子ども本人の思いによって、求められる関わり方は異なります。

ヤングケアラー支援では、周囲から見えた課題の解決を急ぐのではなく、子ども本人の意思を尊重しながら、子ども本人がその人らしく、学び、遊び、休み、夢を描ける状態をどのように守っていくかを、本人や家族とともに考えていくことが大切です。（詳細は [P.13](#) 「支援者としての心構え」を参照）

② ツールを活用して状況を整理する

関係機関がヤングケアラーに気づいた際、状況や思いを整理するための3種類のシートを用意しました。これらは本人・家族との対話や、関係機関の共通認識を図るための土台として活用してください。印刷またはデータをダウンロードして使いましょう。

【3種類のシート】

○「基本情報シート」「アセスメントシート」「支援プランシート」

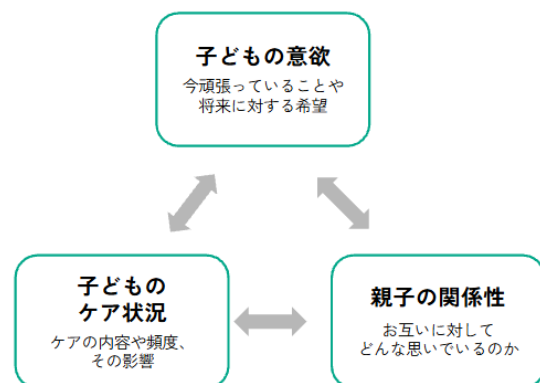
○活用例

- ☐ 気づいた機関が状況や背景を整理する際に活用する
- ☐ 気づいた機関が本人・家族との対話や相談の際に活用する
- ☐ 関係機関同士の共通認識を図るために、情報連携の会議の場で活用する

③ ツールを活用して支援を検討する

「アセスメントシート」は、ヤングケアラーかどうかの判断を目的としたものではなく、本人・家族にかかわる関係機関が、本人・家族との関係性を築きながら、家庭に合わせた適切な支援を考えられるようにすることを目的としています。特に右の3つの視点を大切に、家庭に合わせた支援を検討します。

▼ヤングケアラーのアセスメントの視点 （ヤングケアラーかどうかの“判断”を目的にしない）



また [P.41](#) では、「支援プランシート」を活用しながら支援を検討する際に参照できる具体的な「取りかかる支援のポイント」を整理しています。アセスメントの視点を踏まえつつ、家庭ごとの状況に応じた支援を検討する際の参考としてください。

④ 見守り・モニタリング

支援開始後は、「支援プラン」と「会議スケジュール」が繰り返し更新・実施されることを想定しています。「今後予想される危機的状況」が解消され、新たな懸念が認められなくなった段階で、支援の終結を検討します。

コラム ～家族の思いを尊重する支援～

【事例：祖父の在宅介護を行う母子世帯】

■対象 祖父(要介護3)の在宅介護を行う母子世帯

■世帯状況 母は自営業をしながら主たる介護者として祖父を介護している。

高校生の本人も身体介助や見守り、母の仕事の手伝いを担っている。

母は「家族の力だけでやっていきたい」と考え、介護サービスは未利用。

ポイント①：本人の思いに寄り添う支援

当初は、ヤングケアラー支援ではなく、学習支援を開始。

- 最初の数か月はあえてケアの話題に触れず、「本人との信頼関係づくり、居場所提供」を支援方針とした。
- 数か月後、本人から「最近学校を休みがちで、このままだと退学になるかもしれない」と相談があり、背景に祖父のケアがあることを話してくれた。
- 本人の「学校に行きたい」という思いを尊重し、同意を得たうえで、支援方針を＜家庭への介護サービス提案による負担軽減＞へと変更した。

ポイント②：保護者の思いの尊重

- 「家族の手で介護したい」という母親の強い想いを否定せず、まずは傾聴を行った。
- 「長く良い介護を続けるためには、介護者が休むことも重要な能力」と伝え、外部サービスの利用が「介護の放棄」ではなく「介護継続のための手段」であると腹落ちしてもらうことで、納得感のある決断につなげた。
- これを受けて、関係機関と連携し、段階的にサービス利用につなげた。

その後の経過：本人の負担軽減と家族としての時間の回復

- 子どもの不登校が改善され、進路実現への意欲が出てきた。
- また、母親のレスパイトの確保により、「久しぶりに娘とゆっくり話す時間がとれた。」とのこと。

支援を検討するためのツール

- ① 基本情報シート
- ② アセスメントシート
- ③ 支援プランシート

ー取りかかる支援のポイントー

※本シートの支援・業務目的での利用は自由です。
※他団体の研修・勉強会等での使用は事前に板橋区へご連絡ください。

→

基本情報シート

作成日 年 月 日
作成者

a. 子どもの基本情報 ※複数人いる場合は印刷して使用			
氏名(フリガナ)	フリガナ	生年月日	H/R 年 月 日 () 歳
居住地		学年	小/中/高 年生 (学校名:)
就労状況 (アルバイトの有無)	有 (週 日程度・不定期) / 無	養育・養育状況	☐ 通常通り(毎日出席している) ☐ 遅刻が多い(登校前にケアをしている可能性) ☐ 早退が多い(帰宅後にケアの必要がある可能性) ☐ 遅刻・早退の両方が多い ☐ 時々欠席する(週に1～2日程度) ☐ 頻繁に欠席する(週に3日以上) ☐ 不登校状態(連続して30日以上欠席、またはほぼ出席なし) ☐ 別室登校・保健室登校 ☐ 五月雨登校(行けるときだけ行くなど、不規則) ☐ 長期欠席中(病気や家庭の事情などで長期欠席中)
部活動、習い事等		好きなこと、趣味等	
本人の健康状態	現在の健康状況 (通院の状況等) 病状悪化時の状況 (通院・その状態がどれくらい続くか等) 既往歴		
生育歴/その他特記事項	(これまでの登校状況/ケアがいつから始まったのか/印象的なエピソード)		

b. ケアを必要としている人、その他家族の状況 ※複数人いる場合は印刷して使用			
氏名(フリガナ)	フリガナ	年齢	() 歳
所属 (職業・学校・園)		子どもからみた続柄	
		同居/別居	
		別居の場合、居住地	
健康状態	診断名	(いつから・病状の悪化)	
	既往歴	(どんなことがあったか) (通院の状況)	
	現在の健康状況・通院状況		
	病状悪化時の状況	(通院・その状態がどれくらい続くか等)	
生育歴/その他特記事項			

氏名(フリガナ)	フリガナ	年齢	() 歳
		子どもからみた続柄	
所属 (職業・学校・園)		同居/別居	
		別居の場合、居住地	
健康状態	診断名	(いつから・病状の悪化)	
	既往歴	(どんなことがあったか) (通院の状況)	
	現在の健康状況・通院状況		
	病状悪化時の状況	(通院・その状態がどれくらい続くか等)	
生育歴/その他特記事項			

基本情報シート

作成日 年 月 日
作成者

g. 子どもによるケアの状況

必要なケアの内容	☐ 家事全般（調理・掃除・洗濯・買い物など） ☐ 身体介助（入浴・排泄・食事・着替えの介助など） ☐ 情緒的サポート（見守り・話し相手・愚痴を聞く・気遣う・把握する） ☐ 外出・通院の付き添い ☐ 通訳・翻訳（日本語が不得手な家族のサポート） ☐ その他 具体的な内容：（ ）	☐ きょうだいの世話（食事・着替え・遊び相手・送迎など） ☐ 薬の管理・医療的ケア（投薬管理・たんの吸引など） ☐ 家計管理・事務手続き（支払いや書類作成の代行）
ケア内容の特記事項		
ケアの頻度、時間帯等		
ケアを始めた時期	☐ 分かる ⇒ いつ頃から（ ☐ 分からない・不明	
1日あたりのケア時間	平日（ ）時間程度／日	休日（ ）時間程度／日
ケアに対する子ども本人の認識		
ケアに対する家族の認識		
学校生活・学業に関する状況・影響（通学・宿題・学習時間・部活動・進路等）	☐ あり ⇒ 具体的には（ ） ☐ なし ☐ 不明	
日常生活に関する状況・影響（食事・睡眠・遊び・地域でよくいく場所等）	☐ あり ⇒ 具体的には（ ） ☐ なし ☐ 不明	
特記事項		

d. 家庭の情報

家族構成／関係性 (ジェノグラム)		関わっている支援機関 (エコマップ)	
経済状況	☐ 生活保護を受給している（該当の家族： ） ☐ その他（ ）		
家庭の生活リズム			

アセスメントシート

作成日 年 月 日
作成者

a. 支援方針の見立てのための情報収集シート			
①子どもの意欲	今頑張っていること、 これまで頑張ってきたこと		
	希望する進路	☐ 進学したい ☐ 就職したい ☐ 今の学校に通い続けたい ☐ 特に希望はない・考えられない ☐ 進学をあきらめている ☐ 就職をあきらめている ☐ わからない・相談したい	
	学業の状況	☐ 概ね課題(授業についていけている) ☐ 特定の教科のみ著しく遅れている ☐ テストの欠席・未受験がある ☐ 全体的に基礎学力が不足している ☐ 宿題・提出物の未提出が目立つ ☐ 授業を休みがち・保健室等にいる ☐ 授業中の居眠り・集中力の欠如 ☐ その他 具体的な内容:	
	将来の夢・職業 希望する生活		
	憧れ・尊敬している人		
	その他特記事項		
②子どものケア 負担	1日の生活リズム		
	心身の調子	例:イライラする／やる気がでない／眠れない／夜中におきる／夢をみる等	
	ケアについて、心配なこと、 困っていること こうだったらいいなと思うこ と		
	その他特記事項		
③親子関係	親子の関係性	親:(例:子どもとの関係性を一言で表すと?)	
		子:(例:親との関係性を一言で表すと?)	
	相手に期待すること (現在/将来)	親:(現在)	(将来)
		子:(現在)	(将来)
	相手にしてあげたいこと (現在/将来)	親:(現在)	(将来)
		子:(現在)	(将来)
	心配なこと、困っていること こうだったらいいなと思うこ と	親:	
子:			
その他特記事項			

記入者のふりかえり・感想

「g. 支援プラン」および「h. 会議スケジュール」は、モニタリング期間中、状況の変化に応じて繰り返し更新・実施することを想定しています。「今後予想される危機的状況」に項目が上がらなくなった場合をもって、支援終結の目安としてください。

支援プランシート

作成日 年 月 日
作成者

f.アセスメントの要約		
家庭の背景	ケアを開始した経緯・時期	
	登校状況	☐ 通常通り(毎日出席している) ☐ 遅刻が多い(登校前にケアをしている可能性) ☐ 早退が多い(帰宅後にケアの必要がある可能性) ☐ 遅刻・早退の両方が多い ☐ 時々欠席する(週に1～2日程度) ☐ 頻繁に欠席する(週に3日以上) ☐ 不登校状態(連続して30日以上欠席、またはほぼ出席なし) ☐ 別室登校・保健室登校 ☐ 五月雨登校(行けるときだけ行くなど、不規則) ☐ 長期欠席中(病気や家庭の事情などで長期欠席している)
ケアの内容 ／頻度		
家庭の情報	ジェノグラム	エコマップ
親子の声	子	
	親	
【メモ】		

支援プランシート

作成日 年 月 日
作成者

g. 支援プラン		
取り掛かる支援ポイント (番号選択)	【太字の大項目を選んだ後、()の小項目を選んでください。複数選択可能です。下記リストにない場合はその他を選択し、記載ください。各項目詳細は取り掛かる支援ポイント一頁タブをご確認ください。】 ☐ 1 現状の見立て(アセスメント)を深める ☐ 1-(1) 家族のケア負担や生活全体の負担を軽減できるかどうかを考える ☐ 1-(2) 親子間の関係性を把握・理解する ☐ 1-(3) 関係機関との関係性を把握・理解する ☐ 2 子ども・家族が「安心できる状態」を作る ☐ 2-(1) 家族それぞれが、ケアについて自分の気持ちを語れるようになる ☐ 2-(2) 親子が安心して日常生活を送れるようになる ☐ 3 つながりの定着・新たなつながり先を広げる ☐ 3-(1) 今あるサービスに親子がつながる・つながり続けられる ☐ 3-(2) 必要な関係機関につながる ☐ 4 子どもの選択肢を広げる ☐ 4-(1) 子どもの選択肢が広がる ☐ 5 子どもが自分の将来や進路のことに取り組める ☐ 5-(1) 子どもが前向きに自身や将来のことを考え、取り組める ☐ その他(自由に記載ください):	
支援のねらい (支援目標)		
私たちが取り組むこと		
優先順位／ 役割分担／ 具体的な行動	優先順位	具体的な行動目標(いつ、何をするのか)
	だれが	
今後予想される 危機的状況		

h. 会議スケジュール	
会議のテーマ	
会議の開催頻度	次回開催日 年 月 日
情報集約方法	どんなことがあったら、誰に連絡するのか

【参考】g. 支援プランシートの「取り掛かる支援ポイント」を検討する際に、下記の表から選択できるように整理しました。下記の中項目より番号を選択して記載してください。

1. 現状の見立て（アセスメント）を深める 現在の状況や親子のニーズを詳細に把握し、どんな支援が必要かを見極める。
(1) 家族のケア負担や生活全体の負担を軽減できるかどうかを考える ○ケアの状態についてアセスメントを行う ○関係機関から情報収集する ○経済状況やきょうだいの負担など、家庭全体の状況を把握する
(2) 親子間の関係性を把握・理解する ○家族それぞれがケアについてどんな気持ちや認識を持っているかを確認する ○子どもが“やりたい”や“やりたくない”を素直に伝えられ、親もその気持ちを受け止められる関係性であるかを理解する
(3) 関係機関との関係性を把握・理解する ○関係機関（学校・福祉・医療など）とのつながりの現状を理解する ○支援を受けることに対して親子の認識や期待を確認する
2. 子ども・家族が「安心できる状態」を作る 子どもや家族が 心身ともに落ち着いて生活できる環境を整え、必要なサポートを活用しやすい状態をつくる。
(1) 家族それぞれが、ケアについて自分の気持ちを語れるようになる ○何がしんどいのか、何を求めているのかを言語化できる ○子どもが「ケアをしている自分」について話せる場を持てる ○親が「支援を受けること」について気持ちを整理できる
(2) 親子が安心して日常生活を送れるようになる ○安心して過ごせる場所がある（家庭内・家庭外の両方を含む） ○生活リズムが整う（食事・睡眠・学習・遊びなど、基本的な生活習慣） ○心身の調子が整う（医療への安定したアクセスや適切な服薬等含む） ○困ったときに頼れる人がいる（家族・支援者・友人・学校など）
3. つながりの定着・新たなつながり先を広げる 子どもや家族が、より多くのサポートに触れられるようにする。
(1) 今あるサービスに親子がつながる・つながり続けられる ○学校、病院、区役所、保育園などの公的な支援につながる ○訪問・面談やサービス利用、病院受診等を継続することができる
(2) 必要な関係機関につながる ○新たな支援先と繋がる ○必要な制度や福祉サービスの活用をサポートする (例) 子ども家庭総合支援センター、ヤングケアラー支援団体、社会福祉協議会、ピアサポートグループ、子どもの居場所 など

(参考) ジェノグラム・エコマップについて

ジェノグラムとエコマップの作成方法が分からない場合は、以下のルールを参考に記載してください。ジェノグラムとエコマップには色々な作成方法がありますので、以下の記載方法はあくまで一例です。

1 ジェノグラム作成の目的

- 対象となる子ども（ヤングケアラー）とその家族の構成、年齢、職業・学年などを可視化します。
- 「誰が」「誰を」ケアしているのか、キーパーソンは誰か、同居・別居の状況を一目で把握し、支援体制を検討するために使用します。

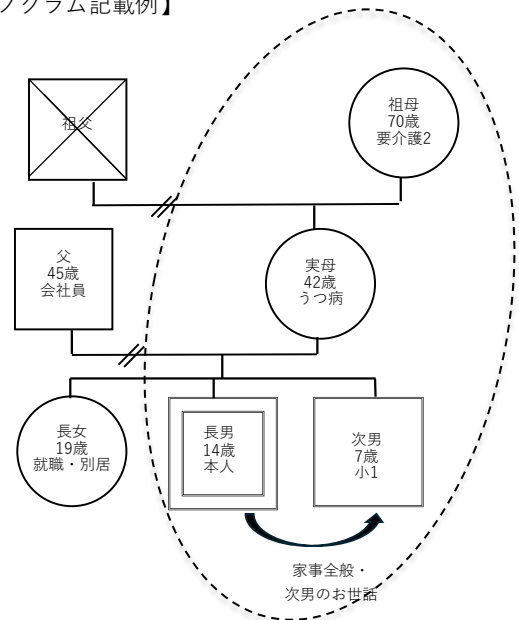
2 基本的な記号とルール

- 性別：男性は「□（四角）」、女性は「○（丸）」で表します。性別不明や区別したくない場合は「◇（ひし形）」を用います。
- 本人（対象児童）：二重円（◎または回）にするか、記号の中や横に「本人」と明記します。
- 死亡：記号の中に「×」を書きます。
- 婚姻関係：夫を左、妻を右に配置し、実線（——）で結びます。
- 同居、同棲（内縁）：点線（-----）で結びます。
- 離婚・死別・別居：離婚・死別は婚姻線を斜め二重線「//」で切ります。別居は1本の斜め線「/」で切ります。
- 世代と配置：夫婦の線から下に線を下ろし、年齢順（第1子から順）に左から右へ配置します。
- 同居の範囲：同居している家族全体を点線で大きく囲みます。

【ジェノグラム記載例】

●世帯状況

- ・実母（42歳）うつ病があり、祖母の介護を担っている。朝起きられないこともある。離婚歴あり。
- ・長男（本人・14歳・中2）日頃から家事全般や次男（7歳・小1）のお世話をしている様子。
- ・母方の祖母（70歳・要介護2）と同居している。母方祖父は死亡。
- ・長女（19歳）は就職して家を出ている。
- ・祖母の介護のため、訪問介護事業所のサービスを利用している。母が事業所のスタッフに家庭の悩みを吐露することもある。
- ・長男は家事や家族のお世話のため睡眠が十分に取れておらず不登校気味。学校で家庭状況の把握するのは難しい状況である。
- ・母と別居の父とは養育費の支払い等のトラブルがある模様。
- ・本人は時間ができたときにゲームをするのが好きで気晴らしとなっている様子。



3 エコマップ作成の目的

- 対象となる子ども（ヤングケアラー）とその外部の環境（学校、医療機関、福祉サービス、地域団体、親戚・友人など）との関係を可視化します。
- 支援の強さ・弱さ、協働の有無、対立や負担がある関係を一目で把握し、支援ネットワークの強化や新規連絡先の検討に活用します。
- 支援会議や多機関連携の際の共通認識ツールとして、関係機関・担当者間で情報共有を円滑にします。

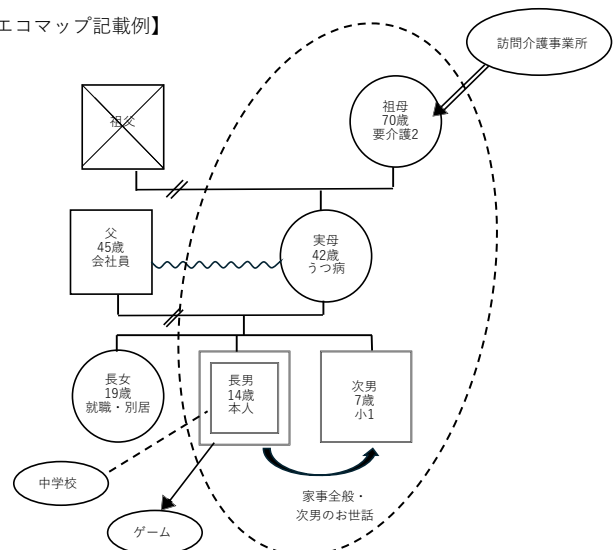
4 基本的な書き方・配置

- 中央：ジェノグラム（同居家族）を配置します。（円で囲むと分かりやすいです）
- 周囲：家族に関わっている、または関わる可能性のある関係機関、親族、友人などを円で書き込みます。
- 線：家族と周囲の円を線で結び、関係性の「質」を表現します。
 - 実線（——）：通常の関係・つながりがある。
 - 二重線（＝）：強い結びつき・良好な関係・頼りになる資源。
 - 点線（-----）：希薄な関係・つながりが弱い。
 - 波線（~~~~~）：ストレスのある関係・対立・葛藤がある。
 - 矢印（→）：支援やエネルギーの流れる方向。（双方向の場合は両矢印）
- ※公的機関や福祉サービス以外に下記のようなインフォーマルな関係も記入するとよい。
 - 別居の親族（祖父母、おじ・おば等）
 - 近隣住民、大家さん
 - 親の知人・友人
 - 子どもの友人、習い事、部活動、バイト先、塾
 - 子どもの趣味・居場所（子どもがケアから離れてホッとできる場所や時間も資源とする）

【エコマップ記載例】

●世帯状況

- ・実母（42歳）うつ病があり、祖母の介護を担っている。朝起きられないこともある。離婚歴あり。
- ・長男（本人・14歳・中2）日頃から家事全般や次男（7歳・小1）のお世話をしている様子。
- ・母方の祖母（70歳・要介護2）と同居している。母方祖父は死亡。
- ・長女（19歳）は就職して家を出ている。
- ・祖母の介護のため、訪問介護事業所のサービスを利用している。母が事業所のスタッフに家庭の悩みを吐露することもある。
- ・長男は家事や家族のお世話のため睡眠が十分に取れておらず不登校気味。学校で家庭状況の把握をするのは難しい状況である。
- ・母と別居の父とは養育費の支払い等のトラブルがある模様。
- ・本人は時間ができたときにゲームをするのが好きで気晴らしとなっている様子。



(6) 見守り・モニタリング

「(4) 支援方針の検討」で決定した期間中、以下のポイントに注意しながら、見守り・モニタリングを実施します。ただし、家族状況や本人のケアにかかる負担の変化、ライフステージなどに応じて支援内容の見直しが必要になることもあるため、見守り・モニタリング期間後も、地域で長期的につながり続けることが重要です。

<ポイント>

- ① ヤングケアラー本人及び家庭の現在の状況把握、変化を感じ取る
 - a. 本人の成長・ライフステージ（進学等）
 - b. ケアを受けている家族の状況の変化（入退院・施設入所等）
 - c. それ以外の家族の状況の変化（出産、離婚等家族構成の変化等を含む）
- ② 本人が気軽に悩み等を話せる場・相手等がいるかどうかの把握
- ③ 支援者との関係性・やりとりの状況確認（子どもにとっては、支援者とのやりとりをありがたく感じる一方で、難しさを感じていることもある）
- ④ 支援がうまくいっていない場合の支援方針の見直し、会議開催の検討

5 ヤングケアラー支援に関する相談窓口

ヤングケアラー支援においては、本人の意思を尊重しながら、状況やニーズに応じて支援を柔軟に組み合わせることが求められます。直接的に提供できるサービスには限りがある場合もありますが、全国では多様な取り組みが進められています。ここでは、ヤングケアラー支援の一環として活用できるサービスを紹介します。

※掲載内容は令和7年度現在のものです。予告なく変更されることがありますので、最新の情報をご確認ください。

関係機関からの相談

内 容	相談先	連絡先／受付時間
ヤングケアラーと思われる子どもを発見した時や、気になる家庭がある時	ヤングケアラー・アドバイザー（委託先：認定 NPO 法人カタリバ）	【電話】050-5235-6931 月曜～金曜 10時～15時 メールアドレス yc_itabashi@katariba.net

子どもからの相談

内 容	相談先	連絡先／受付時間
子育ての不安や悩み・困っていることなど（電話）	子どもなんでも相談（板橋区）	0120-925-610（通話料無料）24時間 365 日
友達・家族、進路、不登校、いじめなどのなやみ（電話）	24 時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310（通話料無料）年中無休
友達・家族、進路、不登校、いじめなどのなやみ（電話）	教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン（東京都教育相談センター）	0120-53-8288（通話料無料）年中無休
生きるのがつらいと感じたとき（電話）	こころといのちのホットライン（東京都自殺相談ダイヤル）	0570-087478／年中無休 12 時～翌朝 5 時 30 分
いじめ・体罰・虐待など人権侵害の相談（電話）	東京子供ネット（東京都福祉局）	0120-874-374（通話料無料） 平日 午前 9 時～午後 9 時 土日祝日 午前 9 時～午後 5 時 （12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
学校、子育て、家庭の悩み（電話・FAX）	児童相談センターよいこに電話相談（東京都福祉局）	03-3366-4152（相談電話番号） 03-3366-6036（聴覚言語障がい者相談 FAX） 平日 午前 9 時～午後 9 時 土日 祝日 午前 9 時～午後 5 時 （12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

内 容	相談先	連絡先／受付時間
こころの健康（電話）	こころの電話相談（東京都立精神保健福祉センター）	03-3844-2212／平日 午前 9 時～午後 5 時（土日祝日、年末年始を除く）
	夜間こころの電話相談（東京都福祉局）	03-5155-5028／毎日 午後 5 時～午後 10 時（受付は午後 9 時 30 分まで）
友達・家族、進路、いじめなどの悩み（LINE）	相談はっと LINE@東京（東京都教育相談センター）	年中無休 午後 3 時～午後 11 時（受付は午後 10 時 30 分まで） 
児童虐待や家族関係の悩み（LINE）	東京都親子のための相談 LINE（東京都福祉局）	平日 午前 9 時～午後 11 時（受付は午後 10 時 30 分まで）土日祝日 午前 9 時～午後 5 時 
思春期の健康の悩み（電話・対面）	とうきょう若者ヘルスサポートわかさぽ（東京都福祉局）	電話 0120-372-463（通話料無料）平日 午後 3 時～午後 8 時土日 午前 9 時～午後 2 時（元日は除く）対面の場合は下記の URL の予約フォームから申し込み https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/wakasapo
女性のこころ・からだの健康の悩み（電話・メール）	女性のための健康ホットライン（東京都福祉局）	電話 03-5339-1155 月曜から金曜（元日は除く）午前 10 時～午後 4 時 メール 下記の URL のフォームから送信 https://www17.webcas.net/form/pub/concier/kenkohotline

生活福祉に関する相談

内 容	相談先	連絡先(電話)
生活相談、ひとり親家庭・女性・おとしよりの相談、介護サービスの申請受付など福祉に関する生活全般に関する相談 相談受付時間（3課共通） 午前8時30分～午後5時 （土日、祝日、年末年始除く）	板橋福祉課総合相談係	03-3579-2322
	赤塚福祉課総合相談係	03-3938-5126
	志村福祉課総合相談係	03-3968-2331
生活全般や仕事、家計に関する相談窓口 受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（板橋本部のみ午後7時まで） （土日、祝日、年末年始除く）	いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部	03-6912-4591
	赤塚分室 （赤塚福祉課内）	03-6904-1332
	志村分室 （志村福祉課内）	03-5948-7088
地域活動等への参加や地域活動との連携に関する相談 受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（土日、祝日、年末年始除く）	地域福祉コーディネーター （社会福祉協議会）	03-6905-7877

高齢者に関する相談

内 容	相談先	連絡先(電話)
高齢者本人やご家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや心配ごとの相談窓口 介護以外にも、福祉・健康・医療・生活に関することなどさまざまな相談 相談受付時間（19か所共通） 月曜日から土曜日 午前9時00分～午後5時00分 （日曜日、祝日、年末年始除く） ※お住まいの住所地によって担当するセンターが異なりますので、対象者の住所地を担当するセンターが知りたい場合は、以下の担当部署までご連絡ください。 〈おとしより相談センターについて〉 高齢政策課 総合調整係 03-3579-2371	板橋 おとしより相談センター	03-5248-2892
	熊野 おとしより相談センター	03-5926-6566
	仲宿 おとしより相談センター	03-5944-4611
	仲町 おとしより相談センター	03-5917-5201
	富士見 おとしより相談センター	03-6905-6425
	大谷口 おとしより相談センター	03-5964-5620
	常盤台 おとしより相談センター	03-5398-8651
	清水 おとしより相談センター	03-3558-6500
	志村坂上 おとしより相談センター	03-3967-2131
	中台 おとしより相談センター	03-3933-8875

内 容	相談先	連絡先(電話)
	蓮根 おとしより相談センター	03-5970-9106
	舟渡 おとしより相談センター	03-3969-3136
	前野 おとしより相談センター	03-5915-2636
	桜川 おとしより相談センター	03-3959-7485
	下赤塚 おとしより相談センター	03-3930-1821
	成増 おとしより相談センター	03-3939-0678
	三園 おとしより相談センター	03-3939-1101
	徳丸 おとしより相談センター	03-5921-1060
	高島平 おとしより相談センター	03-5922-5661
	高齡政策課高齡者相談・給付係	03-3579-2464
おとしよりに関する総合相談 相談受付時間月曜～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前 9 時 00 分～午後 5 時		
65 歳以上の高齡者ご本人・その家族などの 支援者からの介護予防に関する相談や、病 気・健康に関する相談（電話） 相談受付時間 24 時間 365 日	おとしよりなんでも相談（電 話）	0120-925-610
65 歳以上の高齡者の虐待に関する相談 （電話）相談受付時間 24 時間 365 日	高齡者虐待専門相談電話	03-3579-2290

障がい者に関する相談

内 容	相談先	連絡先(電話)
障がい者に関する地域の相談拠点 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 （土日、祝日、年末年始除く）	板橋区立障がい者福祉センター	03-3550-3401

精神保健に関する相談

内 容	相談先	連絡先(電話)
こころに関する病気や悩みの相談 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (土日、祝日、年末年始除く)	板橋健康福祉センター	03-3579-2333
	上板橋健康福祉センター	03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター	03-3979-0511
	志村健康福祉センター	03-3969-3836
	高島平健康福祉センター	03-3938-8621

その他の相談

内 容	相談先	連絡先
区在住のおおむね 15 歳までの発達に気がかりのある子どもとその家族について、相談・利用できる制度やサービスの案内を行う機関（予約制・個別相談） 平日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 第 2・4 土曜日 午前 9 時 30 分～午後 0 時 (日、祝日、年末年始除く)	板橋区子ども発達支援センター	電話：03-5917-0905 FAX：03-3974-8755
発達障がいに関する様々な困りごとについての相談 火曜～土曜（祝日を除く） 午前 10 時～午後 5 時	板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）	電話：03-5964-5422



各関係機関がヤングケアラーを発見した場合の対応例

【対応例１ 教育分野（学校・あいキッズ等）の関係者が発見した場合】

①教育分野の関係機関が日常生活の様子（授業・宿題・給食・健康診断・出席状況等）や子どもの訴えなどからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.25](#)のチェックリストも参照）。職場内で共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。

※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。

②発見した機関において子ども本人と対話した方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取り（ケアの状況、本人の生活への影響、ケアや家族に対する思い等）を行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの初期相談の段階では個人情報伏せて相談する。

③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。

④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり、情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思い等）を整理する。

⑤－１　すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。

⑤－２　既存の制度では対応が難しい場合などにおいては、必要に応じて支援会議（本人の同意がなくても個人情報の共有が可能）や重層的支援会議（本人同意に基づく支援プランなどの検討）を活用し、情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。

⑥対応方針をもとに、心身のケアなど、学校のできる対応（校内における情報共有と支援体制の構築、校内支援の実施など）や見守りを行う。

教育分野

①子どもの日常の様子（授業・給食・出席状況・健康診断等）や本人の訴えなどからヤングケアラーの可能性に気づく

ヤングケアラー・アドバイザー連絡先
TEL：050-5235-6931
メール：yc_itabashi@katariba.net

①職員内共有

・子ども家庭総合支援センターが関わっているケース
・虐待の疑いがあるなど緊急性が高いケース など

①相談先、つながり先の有無の確認

子ども家庭総合支援センター

必要に応じて連携しながら対応

本人に話を聞ける場合

②本人の状況整理

本人に話を聞けない場合／ まずはアドバイザーに相談したい場合

要保護児童対策地域協議会
(18歳未満)

②アドバイザーに情報集約

③アドバイザーの助言をもとに気づいた機関が組織として緊急性の判断

虐待にあたる可能性が高い
など緊急性が高い

緊急性は高くない

④アドバイザーが核となり対応方針を検討

本人との対話・連携先の検討

情報整理

- ケアの状況（いつから／ケアの対象／ケアの内容）
- ケアによる影響（生活状況／学業状況）
- 今繋がっている支援・サービス
- 本人や家族の思い

対応の大まかな方針検討

支援機関による支援の実施

連携しながら対応

すでに連携している支援機関がある

⑤-1 各支援機関

- 情報共有
- 連携支援

⑤-2 支援会議・重層的支援会議
(地域福祉連携課)

- 情報共有・情報整理
- 支援目標の決定
- 役割分担・支援プラン作成
- 次回会議の時期の決定

⑥各支援機関

- 支援の継続
- 地域での見守り

- ・要対協を開催したが、既存の制度では解決できない課題がある場合
- ・要対協での対応が難しい場合
- ・どの支援機関が支援にあたるべきかが判然としない場合

⑥見守り・モニタリング

【対応例2 児童福祉分野（子ども家庭総合支援センター）の関係者が発見した場合】

- ①子ども家庭総合支援センターの職員が、関係機関からの通告などからヤングケアラーと思われる子どもを発見する（[P.24](#) のチェックリストも参照）。職場内で共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無 について確認する。
- ②子ども本人や保護者などから聞き取り（ケアの状況、本人の生活への影響、ケアや家族に対する思い等）、関係機関からの情報収集等を行う。
※虐待等緊急性が高い場合は、実務者会議や個別ケース検討会議を活用し、対応する。
- ③ヤングケアラーに関する情報をアドバイザーに情報共有し、対応を検討する。
- ④必要に応じて関係機関と連携・情報共有を行う。
- ⑤対応方針に基づき見守りを行う。

子ども家庭総合
支援センター

ヤングケアラー・アドバイザー連絡先
TEL：050-5235-6931
メール：yc_itabashi@katariba.net

①関係機関からの通告や、支援対象世帯の様子等
からヤングケアラーの可能性に気づく



①緊急（臨時）受理会議



①相談先、つながり先の
有無の確認

本人に話を聞ける場合



②本人と対話



緊急性は高くない

③アドバイザーと役割分担をして対応を検討する

本人との対話・連携先の検討

情報整理

- ケアの状況（いつから／ケアの対象／ケアの内容）
- ケアによる影響（生活状況／学業状況）
- 今繋がっている支援・サービス
- 本人や家族の思い

対応の大まかな方針検討

支援の実施



④必要に応じて関係機関や支援会議・重層的
支援会議とも連携・情報共有する



⑤見守り・モニタリング

【対応例3 教育分野（幼稚園）および児童福祉分野（保育園・児童館）の関係者が発見した場合】

- ①保育園・児童館の関係者が、日常生活の様子や保護者との会話などからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.30](#) のチェックリストも参照）。職場内で情報を共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。
※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。
- ②発見した機関が子ども本人と対話をした方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取り（ケアの状況、本人の生活への影響、ケアや家族に対する思い等）を行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では個人情報伏せて相談する。
- ③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。
- ④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思い等）を整理する。
- ⑤-1 すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。
- ⑤-2 既存の制度では対応が難しい場合などにおいては、必要に応じて支援会議（本人の同意がなくても個人情報の共有が可能）や重層的支援会議（本人同意に基づく支援プラン等の検討）を活用し、情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。
- ⑥対応方針をもとに、心身のケアなど、施設内でできる対応（施設内における情報共有と支援体制の構築など）や見守りを行う。

幼稚園・保育園・児童館

ヤングケアラー・アドバイザー連絡先
TEL: 050-5235-6931
メール: yc_itabashi@katariba.net

①保護者との会話や子どもの日常の様子（きょうだいが送り迎えをしているなど）からヤングケアラーの可能性に気づく

①職員内共有

- ・子ども家庭総合支援センターが関わっているケース
- ・虐待の疑いがあるなど緊急性が高いケース など

①相談先、つながり先の有無の確認

子ども家庭総合支援センター

必要に応じて連携しながら対応

要保護児童対策地域協議会
(18歳未満)

本人に話を聞ける場合

②本人の状況整理

本人に話を聞けない場合／
まずはアドバイザーに相談したい場合

②アドバイザーに情報集約

虐待にあたる可能性が高いなど
緊急性が高い

③気づいた機関またはアドバイザーが組織として緊急性の判断

緊急性は高くない

④アドバイザーが核となり対応方針を検討

本人との対話・連携先の検討

情報整理

- ケアの状況（いつから／ケアの対象／ケアの内容）
- ケアによる影響（生活状況／学業状況）
- 今繋がっている支援・サービス
- 本人や家族の思い

対応の大まかな方針検討

支援機関による支援の実施

連携しながら対応

すでに連携している
支援機関がある

⑤-1 各支援機関

- 情報共有
- 連携支援

⑥各支援機関

- 支援の継続
- 地域での見守り

⑤-2
支援会議・重層的支援会議
(地域福祉連携課)

- 情報共有・情報整理
- 支援目標の決定
- 役割分担・支援プラン作成
- 次回会議の時期の決定

- ・要対協を開催したが、既存の制度では解決できない課題がある場合
- ・要対協での対応が難しい場合
- ・どの支援機関が支援にあたるべきかが判然としない場合

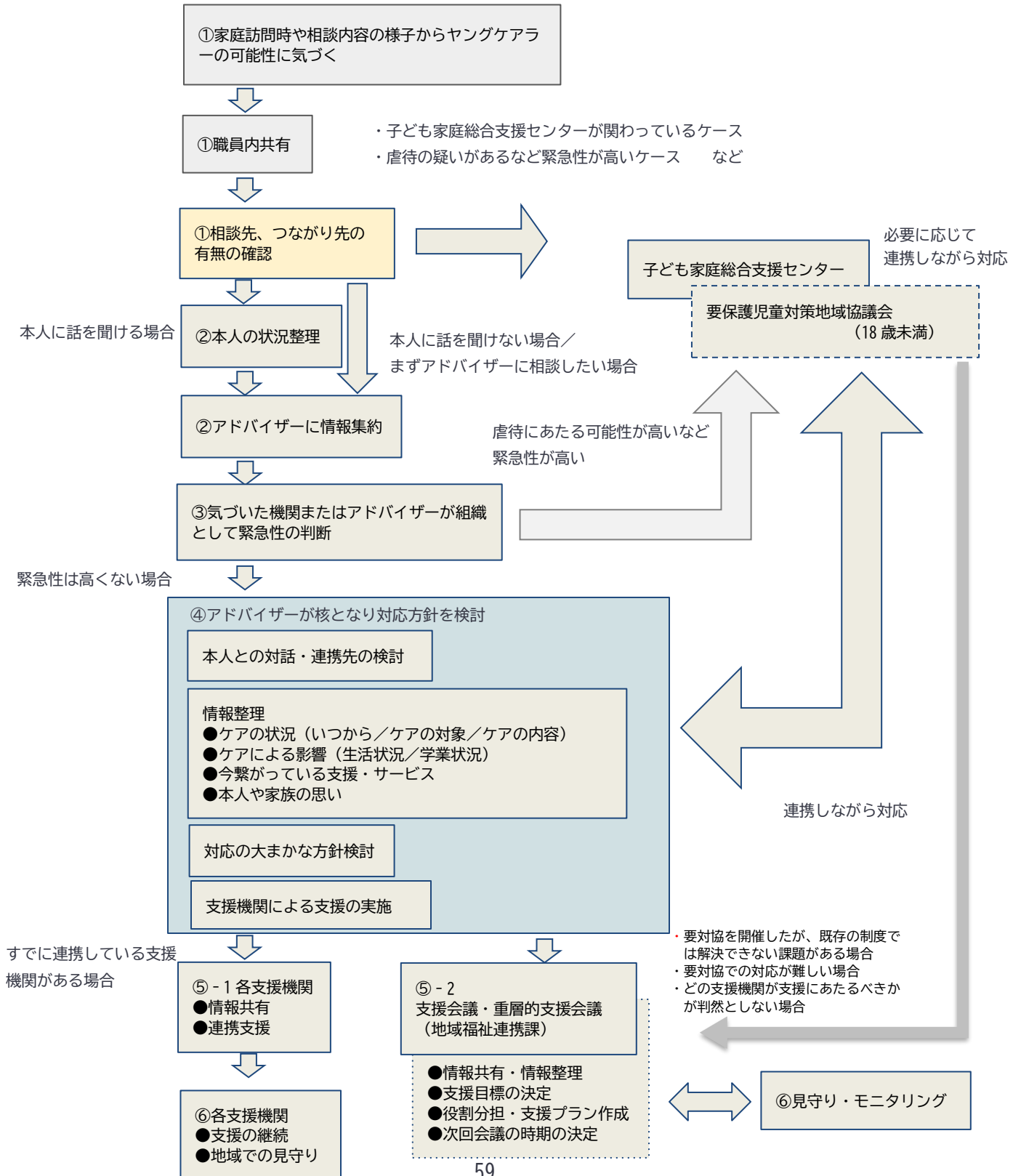
⑥見守り・モニタリング

【対応例4 生活福祉分野（地域福祉連携課・福祉課等）の関係者が発見した場合】

- ①生活福祉分野の関係者が、支援対象者への家庭訪問の際や相談内容などからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.26](#)のチェックリストも参照）。職場内で情報を共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。
※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。
- ②発見した機関が子ども本人と対話をした方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取り（ケアの状況、本人の生活への影響、ケアや家族に対する思い等）を行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では個人情報伏せて相談する。
- ③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。
- ④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり、情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思いなど）を整理する。
- ⑤-1 すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。
- ⑤-2 既存の制度では対応が難しい場合などについては、必要に応じて支援会議（本人の同意がなくても個人情報の共有が可能）や重層的支援会議（本人同意に基づく支援プラン等の検討）を活用し、情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。
- ⑥対応方針をもとに、心身のケアなど、施設内でできる対応（施設内における情報共有と支援体制の構築など）や見守りを行う。

地域福祉連携課・
福祉課

ヤングケアラー・アドバイザー連絡先
TEL: 050-5235-6931
メール: yc_itabashi@katariba.net



【対応例5 障がい福祉（障がいサービス課・障がい関係事業所等）分野の関係者が発見した場合】

- ①障がい福祉分野の関係者が、支援対象者への家庭訪問の際や相談内容などから、ヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.27](#) のチェックリストも参照）。職場内で情報を共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。
※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。
- ②発見した機関が子ども本人と対話した方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取りを行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では個人情報伏せて相談する。
- ③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となり、関係機関と連携しながら対応する。
- ④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思いなど）を整理する。
- ⑤-1 すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。
- ⑤-2 既存の制度では対応が難しい場合などにおいては、必要に応じて支援会議（本人の同意がなくても個人情報の共有が可能）や重層的支援会議（本人同意に基づく支援プランなどの検討）を活用し、情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。
- ⑥対応方針をもとに、心身のケアなど、施設内でできる対応（施設内における情報共有と支援体制の構築など）や見守りを行う。

障がいサービス課・
障がい関係事業所

ヤングケアラー・アドバイザー連絡先
TEL : 050-5235-6931
メール : yc_itabashi@katariba.net

①家庭訪問時や相談内容の様子からヤングケアラーの可能性に気づく

①職員内共有

- ・子ども家庭総合支援センターが関わっているケース
- ・虐待の疑いがあるなど緊急性が高いケース など

①相談先、つながり先の
有無の確認

子ども家庭総合支援センター

必要に応じて
連携しながら対応

本人に話を聞ける場合

②本人の状況整理

本人に話を聞けない場合/
まずアドバイザーに相談したい場合

要保護児童対策地域協議会
(18歳未満)

②アドバイザーに情報集約

③気づいた機関またはアドバイザーが組織
として緊急性の判断

虐待にあたる可能性が高いな
ど緊急性が高い

緊急性は高くない

④アドバイザーが核となり対応方針を検討

本人との対話・連携先の検討

情報整理

- ケアの状況 (いつから/ケアの対象/ケアの内容)
- ケアによる影響 (生活状況/学業状況)
- 今繋がっている支援・サービス
- 本人や家族の思い

対応の大まかな方針検討

支援機関による支援の実施

連携しながら対応

すでに連携している
支援機関がある場合

⑤ - 1 各支援機関
●情報共有
●連携支援

⑥各支援機関
●支援の継続
●地域での見守り

⑤ - 2
支援会議・重層的支援会議
(地域福祉連携課)

- 情報共有・情報整理
- 支援目標の決定
- 役割分担・支援プラン作成
- 次回会議の時期の決定

- ・要対協を開催したが、既存の制度では解決できない課題がある場合
- ・要対協での対応が難しい場合
- ・どの支援機関が支援にあたるべきかが判然としない場合

⑥見守り・モニタリング

【対応例6 高齢福祉分野（高齢政策課・おとしより相談センター・介護サービス事業所・居宅介護支援事業所等）の関係者が発見した場合】

- ①高齢福祉分野の関係者が、支援対象者への家庭訪問の際や相談内容などからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.28](#) のチェックリストも参照）。職場内で情報を共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。
※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。
- ②発見した機関が子ども本人と対話した方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取りを行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では、個人情報は伏せて相談する。
- ③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。
- ④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり、情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思いなど）を整理する。
- ⑤-1 すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。
- ⑤-2 既存の制度では対応が難しい場合などにおいては、必要に応じて支援会議（本人の同意がなくても個人情報の共有が可能）や重層的支援会議（本人同意に基づく支援プラン等の検討）を活用し、情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。
- ⑥会議における対応方針をもとに、高齢福祉分野の支援者は高齢者を対象とした支援を行い、ヤングケアラーの負担軽減を目指す。高齢者支援の範囲で家庭の状況を把握・見守りし、子ども家庭総合支援センターやヤングケアラー・アドバイザーに適宜情報共有する。

高齢政策課・おとしより相談センター・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所

ヤングケアラー・アドバイザー連絡先
TEL：050-5235-6931
メール：yc_itabashi@katariba.net

①家庭訪問時や相談内容の様子からヤングケアラーの可能性に気づく

①職員内共有

・子ども家庭総合支援センターが関わっているケース
・虐待の疑いがあるなど緊急性が高いケース など

①相談先、つながり先の有無の確認

子ども家庭総合支援センター

必要に応じて連携しながら対応

本人に話を聞ける場合

②本人の状況整理

本人に話を聞けない場合／
まずアドバイザーに相談したい場合

要保護児童対策地域協議会
(18歳未満)

②アドバイザーに情報集約

③気づいた機関またはアドバイザーが組織として緊急性の判断

虐待にあたる可能性が高いなど
緊急性が高い

緊急性は高くない

④アドバイザーが核となり対応方針を検討

本人との対話・連携先の検討

情報整理

- ケアの状況（いつから／ケアの対象／ケアの内容）
- ケアによる影響（生活状況／学業状況）
- 今繋がっている支援・サービス
- 本人や家族の思い

対応の大まかな方針検討

支援機関による支援の実施

連携しながら対応

すでに連携している
支援機関がある場合

⑤-1 各支援機関
●情報共有
●連携支援

⑥各支援機関
●支援の継続
●地域での見守り

⑤-2 支援会議・重層的支援会議
(地域福祉連携課)

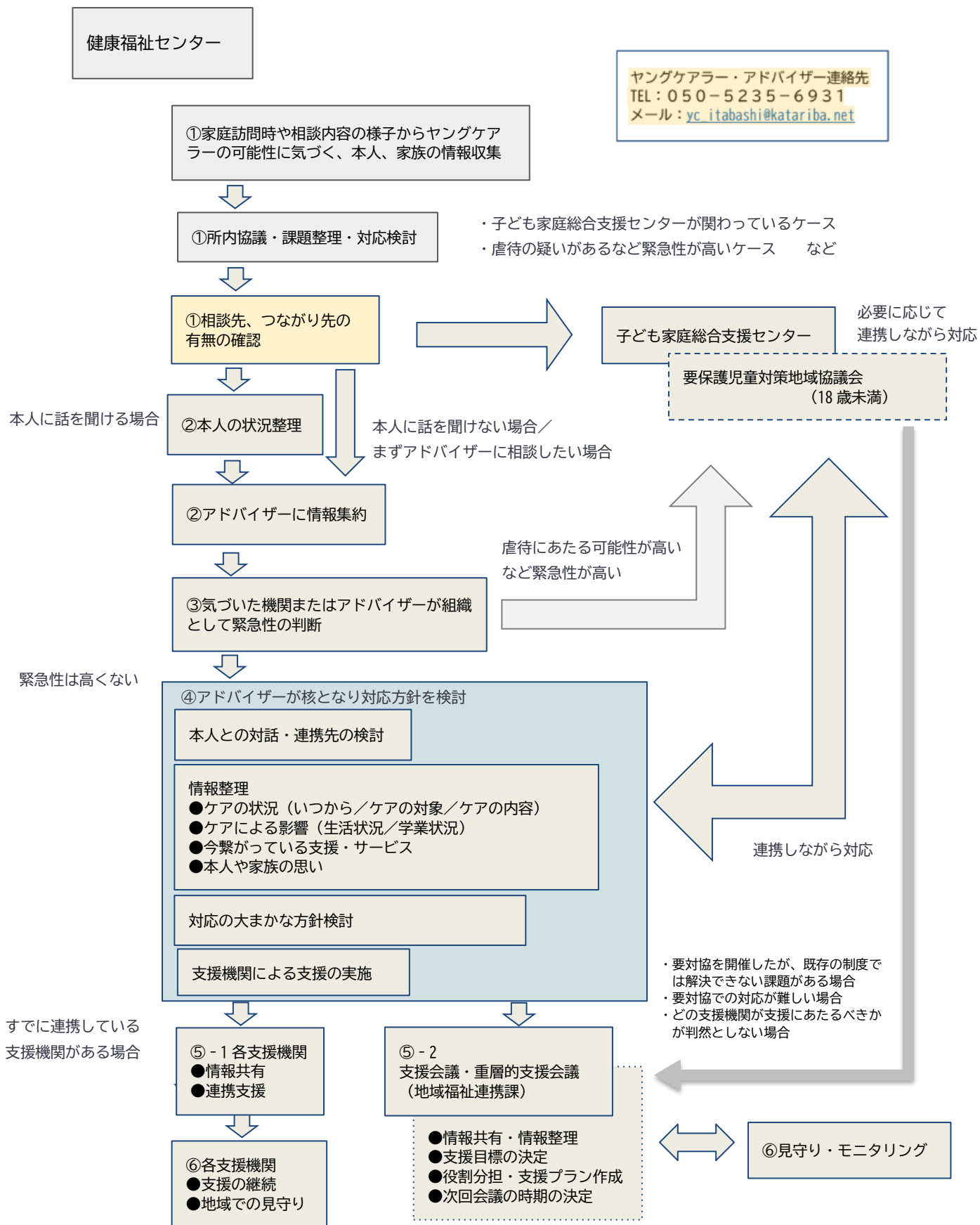
- 情報共有・情報整理
- 支援目標の決定
- 役割分担・支援プラン作成
- 次回会議の時期の決定

- ・要対協を開催したが、既存の制度では解決できない課題がある場合
- ・要対協での対応が難しい場合
- ・どの支援機関が支援にあたるべきかが判然としない場合

⑥見守り・モニタリング

【対応例7 地域保健分野（健康福祉センター）の関係者が発見した場合】

- ①支援対象者への家庭訪問の際や相談内容などからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.29](#)のチェックリストも参照）。職場内で情報を共有し、既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。
※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。
- ②発見した機関が子ども本人と対話した方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取りを行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では、個人情報は伏せて相談する。
- ③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。
- ④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり、情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思いなど）を整理する。
- ⑤すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。連携している関係機関がない場合や不明な場合は、地域福祉連携課が主催する支援会議（本人の同意なしに個人情報の共有が可能）において情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。
- ⑥対応方針をもとに心身のケアなど、施設内でできる対応（施設内における情報共有と支援体制の構築など）や見守りを行う。



【対応例8 医療・保健分野（病院・訪問看護事業所等）および地域の関係者（子ども食堂・NPO 団体・民間支援団体等）の関係者が発見した場合】

①相談内容や受診内容、地域での様子などからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.30](#) のチェックリストも参照）。施設内で情報を共有し、既に関わっている関係機関や利用サービスなどの有無について可能であれば確認する。

※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。

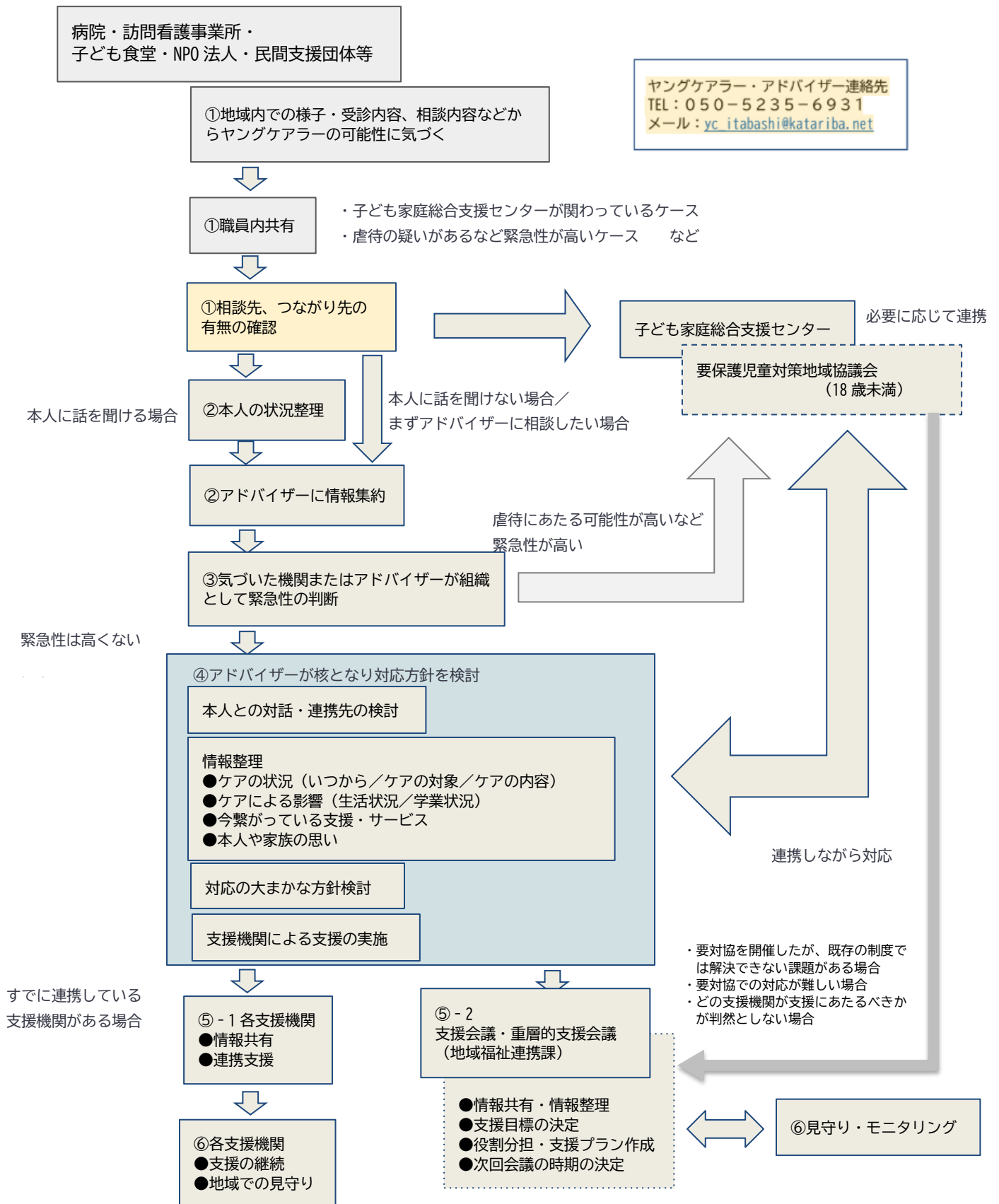
②発見した機関が子ども本人と対話をした方が話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもへの聞き取りを行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では、個人情報は伏せて相談する。

③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。

④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり、情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思いなど）を整理する。

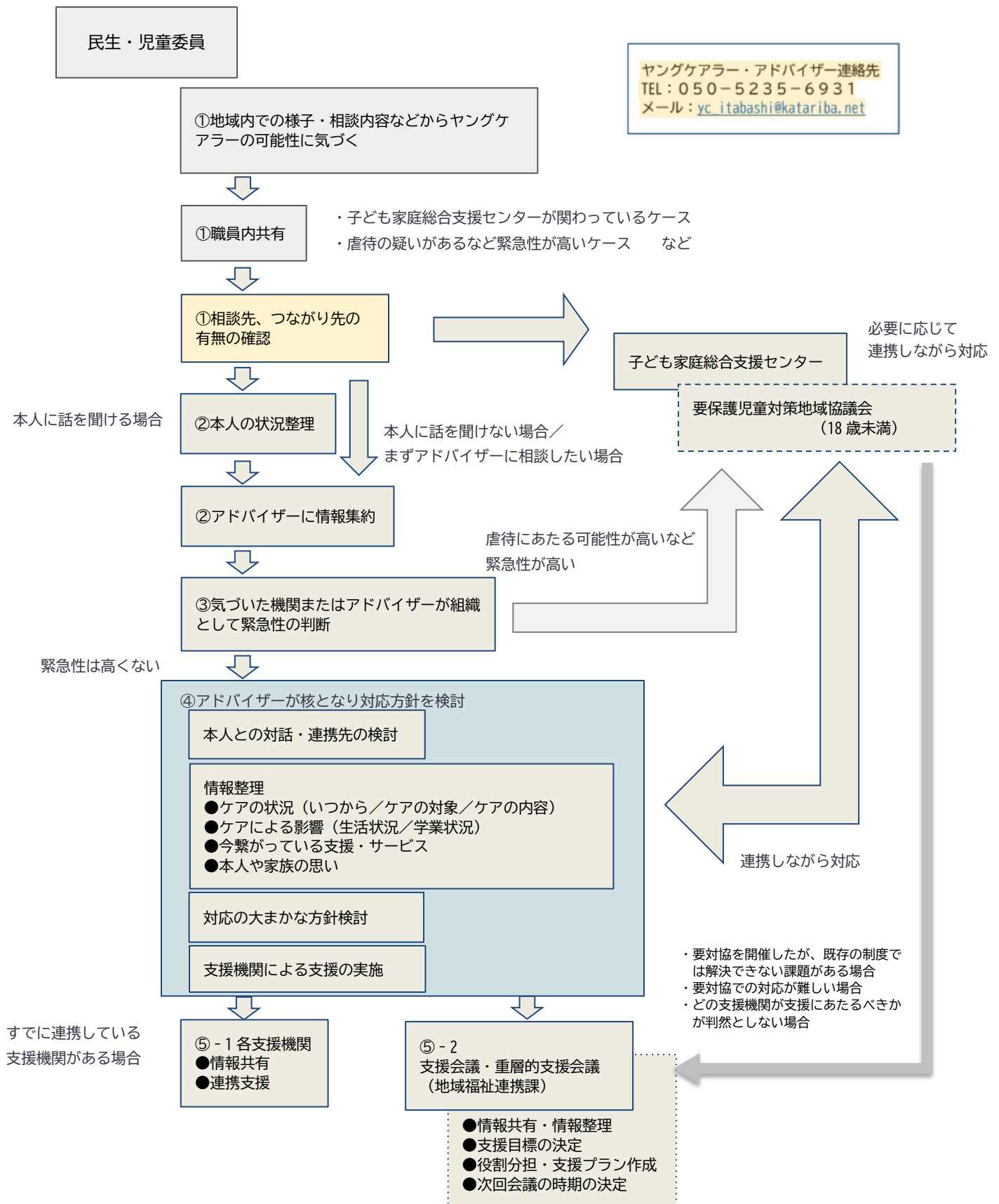
⑤すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。連携している関係機関がない場合や不明な場合は、地域福祉連携課が主催する支援会議（本人の同意なしに個人情報の共有が可能）において情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。

⑥対応方針をもとに心身のケアなど、施設内でできる対応（施設内における情報共有と支援体制の構築など）や見守りを行う。



【対応例９ 地域の関係者（民生・児童委員）の関係者が発見した場合】

- ①地域での様子や該当家庭からの相談などからヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見する（[P.30](#) のチェックリストも参照）。可能であれば既に関わっている関係機関や利用サービス等の有無について確認する。
※既に子ども家庭総合支援センターが関わっているケースであることが判明した場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡する。
- ②民生・児童委員が子ども本人と対話した方が話しやすい環境である場合は、子どもへの聞き取りを行い、情報をアドバイザーに連絡する。そうでない場合は、アドバイザーに対応方法を相談する。アドバイザーへの連絡・相談の最初の段階では、個人情報伏せて相談する。
- ③虐待の疑いがあるなど緊急性が高い場合は、子ども家庭総合支援センターに連絡し、子ども家庭総合支援センターが中心となって、関係機関と連携しながら対応する。
- ④緊急性が高くない場合は、アドバイザーが中心となり、情報（ケアの状況・ケアによる影響・利用中のサービス・本人や家族の思いなど）を整理する。
- ⑤－１　すでに連携している関係機関がある場合、アドバイザーが当該機関に情報を共有し、連携して対応する。
- ⑤－２　既存の制度では対応が難しい場合などにおいては、必要に応じて支援会議（本人の同意がなくても個人情報の共有が可能）や重層的支援会議（本人同意に基づく支援プラン等の検討）において情報共有や役割分担・対応方針などを検討する。
- ⑥対応方針をもとに地域の中で見守りを行う。



板橋区ヤングケアラー支援ガイドライン

令和 8 年 3 月発行

発行：板橋区子ども政策課